

たつの市次世代育成支援行動計画

地域で支え合う・生き生き子育てのまち たつの

平成 18 年 3 月

た つ の 市

はじめに



近年、わが国では急速に少子化が進行しており、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、少子化は生産年齢人口の減少による経済及び社会保障制度への影響や、地域社会の活力低下の原因などにもなり、社会・経済に大きな影響を及ぼすこととなります。

こうした少子化の流れを変える観点から、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、各自治体などにおいては行動計画を策定し、今後 10 年間の集約的かつ計画的な取り組みを推進することとなりました。

本市は平成 17 年 10 月に旧龍野市、新宮町、揖保川町、御津町が合併し、たつの市として新たに出発したところであります。そのため本計画は、平成 16 年度にそれぞれの地域で皆様のご意見をふまえ、策定された次世代育成支援行動計画をもとに、新市の計画として 1 本にとりまとめたものとなっております。

今後は、計画の基本理念である「地域で支え合う・生き生き子育てのまち たつの」に基づき、地域の交流を大事にするとともに、家庭はもとより地域全体での子育てを支援し、安心して子育てができ、子どもたちが心身ともに健やかで、いきいきと成長できるまちをめざしていきたいと考えておりますので、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提言をいただきました委員の方々、また、関係各位に対しまして心から感謝申し上げます。

平成 18 年 3 月

た つ の 市 長 西 田 正 則

目 次

総論

第1章 計画の概要.....	2
1 計画の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
第2章 計画の基本理念と施策の体系.....	4
1 計画の基本理念.....	4
2 計画の基本視点.....	5
3 基本目標と基本施策.....	6
4 体系図.....	8

各論

第3章 施策の展開.....	12
1 家庭を基本とした子どもの心身の健やかな成長.....	12
(1) 子どもと親の健康確保及び増進.....	12
(2) 職業生活と家庭生活の両立の支援.....	18
2 すべての子育て家庭を支援する地域づくり.....	20
(1) 地域で見守る子育て支援体制の充実.....	20
(2) 子育て支援サービスの充実.....	23
(3) 子育て家庭への経済的支援の充実.....	28
3 子どもが心豊かに成長できる教育の充実.....	31
(1) 子どもの心身の健やかな成長を支える教育の充実.....	31
(2) 家庭における教育の向上.....	35
(3) 地域活動を通じた地域教育の向上.....	36
4 安心して子育てができる生活環境の整備.....	40
(1) 子育てを支援する生活環境の整備.....	40
(2) 地域で取り組む子どもの安全の確保.....	42
第4章 目標事業量の設定.....	45
1 目標事業量.....	45
2 特定14事業の内容説明.....	48

第5章 計画の推進体制	49
1 計画の推進体制の充実	49
(1) 地域における推進体制	49
(2) 庁内における推進体制	49
(3) 国・県との連携などによる推進体制	49

資料編

1 少子化の動向	52
(1) 総人口の推移	52
(2) 年齢3区分別人口構成比の推移	52
(3) 出生率の推移	53
(4) 死亡率の推移	53
(5) 自然動態 - 出生数と死亡数の推移 -	54
(6) 婚姻率の推移	55
(7) 離婚率の推移	55
(8) 未婚率の推移	56
2 世帯及び就労の状況	57
(1) 世帯数の推移と平均世帯人員	57
(2) 世帯構成の推移	57
(3) 産業構造の推移	58
3 園児、児童、生徒数の状況	59
(1) 保育所数、入所児童数の推移	59
(2) 幼稚園数、園児数の推移	59
(3) 保育所、幼稚園の入所率及び在宅児童の在宅率の推移	60
(4) 在宅児童数の推移	61
(5) 学校数、児童数、生徒数の推移	61
(6) 保育サービスなどの状況	62
4 母子保健事業の状況	63
5 公民館などの活動状況	69
6 ニーズ調査の結果	71
7 たつの市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱	80
8 たつの市次世代育成支援行動計画策定委員名簿	81

總論

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

現在、わが国では、子どもの数が減るいわゆる「少子化」が進行し、第1次ベビーブームの合計特殊出生率（一人の女性が生涯に生む平均子ども数）は4.54人を数えましたが、その後は減少傾向が続き、昭和35年頃からわずかながら上昇したものの、昭和46年をピークに減少の一途をたどっています。そして、平成16年における全国の合計特殊出生率は1.29人という過去最低の数値になっています。

このような少子化の進行は、子どもの社会性や自主性の低下、労働人口の減少による経済力の低下、社会保障制度を支える世代の負担増、人口の減少、地域連帯意識の希薄化など地域社会の活力低下を招き、また、経済社会の将来に深刻な影響を与えることとなります。

このような状況の中、国は平成6年に「エンゼルプラン」を策定し、社会全体で子育てを支援していく姿勢を打ち出しました。平成11年には「少子化対策推進基本方針」を決定し、これをふまえて「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画（新エンゼルプラン）」を策定しました。また、平成13年には「仕事と子育ての両立支援の方針」に基づく「待機児童ゼロ作戦」なども実施しており、子育てと仕事の両立を中心に、子どもを生み育てやすい環境を整えていくことに重点をおいた取り組みが進められてきました。

しかし、平成14年に公表された日本の将来推計人口によれば、これまで少子化の主な要因とされていた未婚化や晩婚化の進行に加えて、「夫婦の出生力の低下」が新たに指摘されています。

そこで、平成14年9月、国は子育てと仕事の両立支援が中心であったこれまでの取り組みに加えて、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿った総合的かつ計画的な取り組みとして、「少子化対策プラスワン」を策定しました。

そして、このような取り組みを具現化するために、平成15年、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は、国の指針に基づいて、次世代育成支援に関する行動計画を策定し、今後10年間の集中的かつ、計画的な取り組みを推進することとなりました。

本市においても、この法律に基づき、子どもを安心して育てられる、また、子どもが健やかに育つことのできるまちをめざし、「たつの市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子育て家庭を対象として、たつの市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

さらに、この計画ではこれまでの市の取り組みとの継続性を保つとともに、さまざまな分野の取り組みを総合的、一体的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性、連携を図っています。

3 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では、市町村が定める行動計画の期間は平成17年度からの5年を前期計画とし、前期計画に関する必要な見直しを平成21年度に行ったうえで、平成22年度からの5年を後期計画としています。

しかし、本計画は平成16年度に旧龍野市、新宮町、揖保川町、御津町それぞれで策定した計画を、平成17年10月の合併を機に、一本化したものであるため、前期計画は平成18年度からとします。

また、4年間の計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

平成 17年 度	平成 18年 度	平成 19年 度	平成 20年 度	平成 21年 度	平成 22年 度	平成 23年 度	平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度
	前期計画【本計画期間】								
				見直し	後期計画期間				

第2章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

地域で支え合う・生き生き子育てのまち たつの

「少子化」といったことばが示すように、現在、次代を担う子どもの数が減少の一途をたどっています。少子化を進行させているひとつの要因には、女性の社会進出や、核家族化の進展といった社会的な変化があります。その結果、子育てと仕事の両立が困難となっています。また、地域のつながりも希薄となりつつあり、子育てなどに関する情報交換の機会を失い、子育てへの不安や、子育ての孤立化などが増えています。子育てへの波及だけでなく、子ども同士がふれあい、群れて遊ぶ環境が失われ、子どもの心身の成長に与える影響の大きさも懸念されています。

現代のこの社会状況下で子どもを生き、育てるためには、個人や家庭だけでなく、地域全体で連携をとり、支援していくことが重要です。例えば、親族や知人・友人だけでなく、隣近所、ボランティアや NPO などの各種団体、行政、企業など、地域全体での連携を図り、情報の提供や、サークルなどの活動を行っていくことで、子育ての不安や負担を軽減できるきっかけになります。人とのかかわりが増えることで、子育ての孤立化の解消にもつながります。また、地域の活動を活性化させることは地域における教育として、子ども同士の交流や、世代を超えた交流につながってきます。

このように、子育てを地域で支え合い、子どもがいきいきと育つ、子育てのまちをめざして、たつの市ではこの理念を掲げます。

2 計画の基本視点

(1) 子どもがいきいき、健やかに成長する視点

少子化の進行により最も影響を受けるのは子ども自身であり、子どもの心身の健やかな成長と安全を保障し、子どもがいきいきと明るく、元気に育つ、子育てをめざします。

(2) 家庭で子どもを育てていく視点

地域全体での支援を念頭においたとしても、基本になるのはやはり家庭です。家庭での子どもの接し方、親のあり方によっては、その子どもの育ち方に影響してくると思われれます。また、男女の役割分担意識を変えていくのも家庭からだといえます。そのため、家庭における子育て・子育てを支援していきます。

(3) 地域で子どもを見守り、育む視点

地域全体で子どもを見守っていくためには、配偶者や親族などの家族を中心として、友人やサークルの仲間、隣近所といった身近な人、そしてボランティアやNPO、学校、企業、行政といった地域の人々が連携をとり、ひとつの輪をつくっていくことが必要です。地域の連携と、各団体・機関それぞれの活動を通じて子育てを支援し、不安や悩みの解消をめざします。

3 基本目標と基本施策

基本目標1 家庭を基本とした子どもの心身の健やかな成長

妊産婦や乳幼児の健康支援を充実させ、母子の心身の健康を支えるとともに、食習慣の確立、小児医療体制の充実を図ります。また、親が家庭で子どもの健やかな成長を見守れるように、仕事と家庭生活の両立を支援していきます。

基本施策

- (1) 子どもと親の健康確保及び増進
- (2) 職業生活と家庭生活の両立の支援

基本目標2 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

核家族化の進行や女性の社会進出、晩婚化の進行などといった現状に対応し、子どもを安心して生み、育てられるよう、地域住民や各種団体・機関が連携し、地域全体で子育て家庭を支えていきます。

また、保育などのサービスや子育てに関する相談体制、情報提供も充実させていくとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減する支援にも努めます。

基本施策

- (1) 地域で見守る子育て支援体制の充実
- (2) 子育て支援サービスの充実
- (3) 子育て家庭への経済的支援の充実

基本目標3 子どもが心豊かに成長できる教育の充実

地域の子どもが心豊かに成長していけるように、幼児教育、学校教育を充実させ、社会の変化に主体的に対応し、心豊かにたくましく生きる力を育成します。また、体験学習や異年齢児交流・世代間交流の機会を増やし、仲間や家族、地域の人々とのふれあいが生まれる場を提供していきます。

基本施策

- (1) 子どもの心身の健やかな成長を支える教育の充実
- (2) 家庭における教育の向上
- (3) 地域活動を通じた地域教育の向上

基本目標 4 安心して子育てができる生活環境の整備

地域内における子どもの安全性を確保するために、道路や交通環境の整備をはじめ、施設や公園などを安全性に配慮して整備していきます。また、親子が気軽に外出できるように、公共施設におけるトイレのオムツ替えスペースの設置など、子育てを支援する設備を充実していきます。

また、交通事故や犯罪などから子どもの身を守るために地域、学校、家庭、行政が一体となって安全性の確保に努めます。

基本施策

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 地域で取り組む子どもの安全の確保



4 体系図

基本理念：地域で支え合う・生き生き子育てのまち たつの

基本目標 1 家庭を基本とした子どもの心身の健やかな成長

(1) 子どもと親の健康確保及び増進

子どもと親の健康の確保
「食育」の推進
思春期保健対策の充実
小児医療の充実

(2) 職業生活と家庭生活の両立の支援

仕事と子育ての両立の支援
家庭における子育て意識の醸成

基本目標 2 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 地域で見守る子育て支援体制の充実

子育て家庭の交流を促進する事業の充実
ファミリーサポートセンターやボランティアを通じた子育て支援

(2) 子育て支援サービスの充実

仕事と子育ての両立支援をめざした保育サービスの充実
相談・指導体制の充実
情報提供の充実
障害児施策の充実

(3) 子育て家庭への経済的支援の充実

子育てに関する経済的支援制度の充実
ひとり親家庭への支援の推進

基本目標 3 子どもが心豊かに成長できる教育の充実

(1) 子どもの心身の健やかな成長を支える教育の充実

幼児教育及び学校教育の充実
次代の親の母性や父性の育成

(2) 家庭における教育の向上

家庭教育の充実

(3) 地域活動を通じた地域教育の向上

地域における教育力の向上
地域における児童の健全育成

基本目標 4 安心して子育てができる生活環境の整備

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

道路や施設、遊び場など安心して利用できる生活環境の整備
良質かつ良好な住宅や居住環境の確保

(2) 地域で取り組む子どもの安全の確保

交通事故などから子どもの安全を確保するための活動
子どもを犯罪などから守るための活動の推進
児童虐待防止対策の充実

各 論

第3章 施策の展開

1 家庭を基本とした子どもの心身の健やかな成長

(1) 子どもと親の健康確保及び増進 子どもと親の健康の確保

<現状と課題>

母子の健康づくりは、生涯を通じて健康な生活をおくり、また子どもを健やかに生み育てるための基礎となっています。しかし、母子を取り巻く環境は急激に変化しており、育児不安や育児虐待などが増える中で、育児支援や相談、指導体制のさらなる充実が求められています。

本市で現在行っている保健事業には、母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、乳幼児健康教育・健康相談、訪問指導などがあります。

母子健康手帳交付時には、母体の健康管理の啓発とともに、妊娠・出産後の支援体制の紹介や勧奨を行うため、母子の健康づくりの第一歩となっています。

乳幼児健康診査では、乳児、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しています。各年齢の健康診査を通じて、乳幼児期の発育・発達の確認を行うとともに、疾病などの早期発見、早期治療に努め、親と子の心身の健康づくりを支援しています。また、育児支援や児童虐待防止の観点から専門スタッフを配置し、育児相談を充実しています。

乳幼児健康教育・育児相談においては、専門スタッフによる保健・栄養・育児指導を通じて、不安や悩みの解消に対応しています。また、乳幼児の事故防止への取り組みとしては、各保健事業の中でチラシの配布などにより、啓発を行い、救急救命士などによる乳幼児の心肺蘇生法や事故防止についての指導をしています。今後も啓発活動を強化するとともに、教室内容の充実に努めることが大切です。

新生児や乳幼児訪問においては、育児不安が大きいと思われる第1子と訪問希望者及び要フォロー児を対象に実施し、必要に応じて継続的な支援に結びつけています。

今後、保育所、子育て学習センター、つどいの広場、児童館などと連携し、育児支援事業などを通じて、子育て支援を図る必要があります。

一方、全国的にも小児科医が少なくなってきており、本市においても例外ではなく、病気時に適切な医療機関や専門医を紹介できるような体制づくりが必要となっています。

また、近年、不妊の問題が社会的に重要となっています。不妊は子どもの出生を希望する夫婦にとって深刻な問題であり、本市においても今後、検討すべき課題です。

施策の方向

安心して出産し、子育てを行い、子どもが健やかに成長していけるように、母子保健の各事業を充実させ、妊娠の不安や育児不安の解消に努めるとともに、保健、医療、福祉などの関係機関との連携を深めていきます。さらに、家庭での育児支援、乳幼児の虐待防止、事故防止対策について啓発し、親子の健康維持に向けて取り組んでいきます。

項目	内容	担当課
妊娠期の支援体制の充実	母子健康手帳交付時に保健指導の充実を図り、継続した相談指導の中で子どもが健やかに生まれ、育つように相談体制の整備に努めていきます。また、安産パパママ教室の内容を充実するとともに、父親などの参加促進に努めていきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター)
健康診査の充実	さまざまな機会を通じて、各年齢の健康診査を周知し、受診率の向上を図ります。健診の未受診者の全数把握に努め、子どもへの虐待防止・早期発見を進めていきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター)
育児支援強化の取り組み	保育所、幼稚園、子育て学習センターや地区組織などの関係機関との連携を図り、乳幼児健康教育や相談、訪問指導の中で、育児支援の強化に努めていきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター)
乳幼児の事故防止に向けた啓発活動の強化	パンフレットやチラシの配布、健康教室などを通じて事故防止についての意識啓発を充実していきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター)
総合的な保健医療体制の整備	安心して出産ができ、母子ともに健やかに育つことができるように、近隣市町及び関係医師会、歯科医師会との連携のもとで総合的な保健医療体制の整備を行います。	健康課 健康福祉課 (保健センター)
専門医の充実	小児科医の確保により小児医療の強化を図るとともに、産科についても新設を検討します。	市立御津病院
不妊に関する相談、治療機関の情報提供	国、県、関係機関などと連携しながら、不妊に関する情報提供を行います。また、今後、市においても不妊問題への相談体制などを検討していきます。	健康課

「食育」の推進

<現状と課題>

子どもの教育において、知育・体育・徳育が基本とされてきましたが、これらに加えて近年注目されているのが「食育」です。食は、身体だけでなく、心にも影響し、人間の健やかな成長にかかわってきます。そのため、子どもが心身ともに健やかに成長するには、正しい食習慣を身につけることが大切です。

本市における食への取り組みは、保健事業の各教室で実施しています。妊婦教室は、妊娠期における食と生まれてくる子どもにとっての食の大切さについて考える機会となっています。

乳幼児期から思春期までについては、離乳食教室、幼児食教室など、さまざまな教室での講話や実習を通じて、食について学ぶ機会を提供しています。

食に関しては、個人の興味によってその関心の度合いが異なるため、教室への参加者が固定化しつつあります。今後は、食体験を増やすなど、教室内容の充実を図るとともに、参加の呼びかけを行い、多くの方の参加を求めていく必要があります。

また、子どもが正しい食習慣を身につけるためには、保護者自身が正しい食習慣を身につけなければなりません。そこで、各教室では、保護者に向けた食習慣の改善に努めていくことも大切です。

施策の方向

教室への参加者を増やすために、教室の充実と呼びかけに努めるとともに、子どもの食習慣の確立や、保護者の食の改善など、食への関心を高めるための普及・啓発に努めていきます。

項目	内容	担当課
教室の充実	食体験の機会を多くするとともに、個別相談にも対応できる体制を整えていきます。また、安心して食体験ができるように、保育体制や調理備品の整備に努めていきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター)
教室の周知活動	多くの方が参加し、正しい食習慣を身につけられるように、各教室内容の周知を徹底していきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター)
食に対する知識の向上、正しい食習慣を身につけるための支援	各教室を通じて、食に対する知識の向上を図るとともに、子どもや保護者が正しい食習慣を身につけられるように努めていきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター)
保育所、幼稚園、学校における食育の推進	授業などを通じて、食に関する知識や生活習慣病に対する意識の向上を図っていきます。	健康課 児童福祉課 健康福祉課 学校教育課

項目	内容	担当課
親子料理教室の充実	親子で参加し、調理の楽しさや食について体験し、学ぶ機会を充実していきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター)
保護者の食習慣の改善	さまざまな教室において、保護者の食習慣を見直す機会をつくっていきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター)
学校給食の充実	地元の食材を給食に使い、給食を通じた食育に取り組んでいきます。	学校教育課
家庭での食育の推進	学校だけでなく、保護者と連携して、家庭での食育を推進していきます。	児童福祉課 健康福祉課 社会教育課

思春期保健対策の充実

<現状と課題>

思春期は、人間の一生の中で身体的及び精神的に著しい発達を遂げるとともに、子どもからおとなへの移行期でもあり、性行動や喫煙、飲酒など、さまざまなことに興味を抱く時期でもあります。そのため、望まぬ妊娠、人工妊娠中絶や性感染症、喫煙、飲酒による健康障害、さらには過剰なダイエットによる食生活への問題などが増加しています。そこで思春期保健対策としては、性や喫煙、飲酒などに関する正しい知識の普及と、問題行動への未然防止に努める必要があります。

施策の方向

思春期の子どもの問題行動が招く健康障害について、学校保健などを通じて学習機会の充実を図ります。

項目	内容	担当課
性や喫煙、飲酒、薬物に関する教育の充実	性や性感染症、人工中絶、喫煙や飲酒、薬物、過剰なダイエット、心の問題などに対する学習機会を設けていきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター) 学校教育課
健全な母性や父性の育成	思春期の子どもが乳児とふれあう機会を設け、その成長を追うことで自分自身の成長と発達について学ぶ機会としていきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター)

項目	内容	担当課
思春期の子どもをもつ親に向けた学習会の開催	親を対象とした学習機会を設け、思春期に発生しがちな健康障害について学び、知識を高めていきます。	社会教育課
心の相談体制の充実	こども家庭センターなどの専門機関との連携を強化するとともに、スクールカウンセラーなどを通じて、適切な相談や指導を行える体制を整え、充実させていきます。	学校教育課 健康課 健康福祉課 (保健センター)

小児医療の充実

< 現状と課題 >

小児医療は、安心して子どもを生み育てるための基盤となっています。しかし、今日、全国的に小児科医が減っており、対応策が求められています。その中で、本市における初期小児救急医療体制は整備されていますが、2次救急医療体制をみると、西播磨圏域には輪番制方式はなく、中播磨圏域の近隣市町と連携して対応しています。今後は、兵庫県保健医療計画西播磨圏域推進方策に即し、小児科医以外の医師に実施している小児初期救急医療研修を通じて小児救急医療システムの整備を推進するとともに、中播磨圏域との連携をさらに強化し、医療体制の充実を図っていく必要があります。

また、小児医療では、疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達の評価や、育児に関する相談、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められているため、かかりつけ医をもち、日頃から子どもの健康について気にかけることが重要です。

一方、小児医療機関が不足している現状で、日頃から緊急時における救急処置の知識を普及するために、母子保健事業などを通じて救急知識の普及啓発や、急病や事故防止に関する情報提供に努めることも必要です。

施策の方向

小児救急医療システムの整備を推進するとともに、救急知識に関する普及活動を通じて、親の救急知識の向上に努めていきます。

また、かかりつけ医の普及や予防接種の推奨に努め、日頃からの小児医療に対する意識の向上を図ります。

項目	内容	担当課
小児救急医療体制の整備	西播磨2次小児救急医療体制を整えるとともに、近隣市町との連携による救急医療体制を整えていきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター)
緊急・夜間医療機関に関する情報の提供	緊急・夜間医療機関や小児医療機関などについての情報をインターネットや電話、広報などで提供できるように努めていきます。	健康課
救急処置知識の普及	子どもの緊急時に対する親の不安を解消するために、母子保健事業などを通じて救急知識を普及するとともに、パンフレットなどを通じて急病や事故防止に関する情報提供にも努めていきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター)
かかりつけ医の普及	子どもの発育などの悩みを気軽に相談できるかかりつけ医をもつよう呼びかけていきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター)
予防接種の推奨	子どものさまざまな疾病を予防するために、予防接種を推奨していきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター)
小児救急医療の強化	市民の健康を守る市民病院として小児医療の確保を図ります。また、小児救急医療については、西播磨保健医療圏内の広域で連携・協力を図ります。	市立御津病院

(2) 職業生活と家庭生活の両立の支援 仕事と子育ての両立の支援

< 現状と課題 >

近年、女性の社会進出により、共働き家庭が増加しています。このような状況下、育児をしながら仕事をするには、職場の理解と配慮が必要となっています。

ニーズ調査の「仕事と子育てを両立するうえでの問題点」をみても、就学前児童、小学校児童の保護者ともに「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」や、「子どもと接する時間が少ない」「急な残業が入ってしまう」との回答が多くなっています。このことから、本市でも職場環境と家庭生活のあり方を見直すために、育児休業制度の普及や取得を推進していく必要があります。

また、育児休業を取得しない者に対しては、短時間勤務制度、フレックスタイムなどの措置を講ずる義務が育児・介護休業法で定められており、労働時間の短縮やフレックスタイムの導入など「働き方」の見直しに努めることも必要です。

一方、長引く景気の低迷により、人件費の削減などが余儀なくされている中、就職するのは困難となっています。そこで、出産後の職場復帰や再就職を希望する場合の支援も必要です。

施策の方向

育児休業取得の推進や短時間勤務制度の導入などを図るために、意識啓発に努めるとともに、制度の内容などについて周知していきます。

一方、産休あけに職場復帰、再就職などがしやすいように、再就職支援も行っていきます。

項目	内容	担当課
育児休業取得の啓発	育児休業及び出産休暇の十分な活用を図るために、職場環境づくりや子育て家庭への理解に努めるように働きかけていきます。	商工観光課
仕事と家庭の両立への意識啓発	仕事と家庭とのバランスがとれるように、働き方の見直しについて意識啓発に努めていきます。	商工観光課
事業主に対する啓発活動	育児休業制度、就労時間の短縮やフレックスタイムの導入などを事業主に対して呼びかけていきます。	商工観光課
再就職への支援	出産や子育てなどにより退職し、再就職を希望する方に対して、資格取得に関する講座や技術習得による就業能力の再開を推進していきます。また、ハローワークと連携をとり、就業情報の提供を行います。	商工観光課

家庭における子育て意識の醸成

< 現状と課題 >

近年、女性の就業意識が高まり、社会進出が進む一方で、男性の育児や家事への協力が少ないために、女性にかかる育児の負担が重くなっています。

育児や家事にかかる女性の負担を軽減するために、男性の育児や家事への参加を促進していく必要があります。そこで、パンフレットや広報による啓発活動を推進するとともに、子育てに関する講座や教室を開講していくことが必要です。

施策の方向

男性も子育ての大切さを理解し、子育てや家事に参加するように啓発するとともに、男性を対象とした育児や家事の講座や学習会を実施していきます。

項目	内容	担当課
男性の育児参加を促す意識啓発	男性の育児や家事への参加を促進するために、パンフレットなどを通じて啓発していきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター) 児童福祉課 社会教育課
男性の意識向上	性別による役割分担意識を取り除き、家庭で男女の協力による育児や家事を促進するために、講座や学習機会などを設けていきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター) 児童福祉課 社会教育課 企画課
父親と子どもの交流機会の充実	父親と子どもが一緒に参加できるイベントや野外活動を充実していきます。	社会教育課

2 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 地域で見守る子育て支援体制の充実 子育て家庭の交流を促進する事業の充実

<現状と課題>

核家族化や都市化の進行にともなって、近隣関係が希薄となり、子育ての「孤立化」が進み、育児に不安感や負担感を抱く親が多くなっています。

ニーズ調査をみても、就学前児童、小学校児童の保護者ともに、5割以上が子育てに不安や負担を感じています。

子育ての「孤立化」の解決や「育児への不安や負担」の解消には、親同士が気軽に集い、相談や情報交換ができる場が必要です。

現在、本市には、子育て学習センターやまちの子育てひろばなど、子育てを支援するための施設やサービスがあります。今後もこれらの子育て支援の施設を拠点に、サークル活動などを通じた交流を活性化させていくことが大切です。

施策の方向

子育て学習センター、まちの子育てひろば、地域子育て支援センター、つどいの広場などの事業を通じて、交流や相談、情報交換ができる場を提供するとともに、子育てサークルを支援し、母親や子ども同士の交流の場、親子で集える場、世代間交流の場を充実させていきます。

項目	内容	担当課
子育て学習センター事業の充実	地域における子育て支援施設として、相談事業や子育てグループの育成に努めていきます。	社会教育課
まちの子育てひろばを通じた交流機会の充実	子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを行っていけるように交流する機会をつくっていきます。	児童福祉課 健康福祉課
子育てゆとり創造センター事業(地域子育て支援センター事業)における交流事業の充実	私立保育所(園)に併設されている子育てゆとり創造センター事業(地域子育て支援センター事業)を通じて、育児に関する相談をしたり、親子が集える場所として提供したりするなど、交流機会の充実を図ります。また、今後一層施設の充実を図っていきます。	児童福祉課 健康福祉課
「すくすく教室」事業の充実	私立保育所(園)において、在宅の児童と保護者を保育所に招き、在園児と交流する機会をつくっていきます。	児童福祉課 健康福祉課

項目	内容	担当課
「おいで保育所へ」事業の充実	公立保育所（園）において、在宅の児童と保護者を保育所に招き、在園児と交流する機会をつくっていきます。	児童福祉課 健康福祉課
母子保健事業を通じた母子の交流の促進	子育ての悩みや不安を解消するため、育児相談や栄養相談を実施するとともに、母子の交流の促進に努めます。	健康課 健康福祉課 （保健センター）
つどいの広場事業の実施	子育て中の保護者が気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行える場として、つどいの広場事業を実施します。	児童福祉課 健康福祉課
活動内容の周知	各子育て支援事業や子育てサークルなどの活動内容について周知していきます。	健康課 健康福祉課 （保健センター） 社会教育課 児童福祉課
子育てサークルへの支援（母親クラブ）	子育てに関する悩みを気軽に話し合える子育てサークル活動を促進していきます。	児童福祉課 健康福祉課
子育て支援ネットワークの構築	子育てに関する関係機関や団体などが情報を共有し、効果的なサービスを提供できるように、連携し、ネットワーク化を図っていきます。	児童福祉課 健康課 健康福祉課 （保健センター） 社会教育課
子育て支援総合コーディネート事業の実施検討	子育て支援サービスの情報を一元的に把握し、情報提供するとともに、誰もが利用できるように子育て支援総合コーディネーターの配置を検討します。	児童福祉課 健康福祉課 社会教育課
子育てマップやガイドブックの作成	各関係機関が連携し、保育サービスや子育てに関する情報の一本化に努め、子育てマップやガイドブックを作成していきます。	児童福祉課 健康課 健康福祉課 （保健センター） 社会教育課

ファミリーサポートセンターやボランティアを通じた子育て支援

<現状と課題>

近年の核家族化や都市化などの社会環境の変化により、子育てに関して、かつての地縁、血縁で対応してきた機能や家庭の機能が低下しています。このような状況下で、子育て家庭を支えていくためには、地域全体での協力が必要です。

地域における子育て支援として、本市では、平成 17 年度にファミリーサポートセンターを開設しました。今後、センターを中心に、市の子育て支援及び会員同士の相互援助活動などを促進していくことが重要です。

一方、地域で子育て家庭を支えていくためには、育児に関するボランティア団体や NPO の協力も必要です。最近、本市でも子どもの一時預かりなどのボランティアを求める声が増えてきていますが、対応しきれていないのが現状です。今後、ファミリーサポートセンターを中心に、子どもの一時預かりなどのニーズに応えていきますが、一方で、ボランティアの利用を促進し、相互補完的に子育て支援を行っていくことが必要です。

施策の方向

ファミリーサポートセンター事業を充実していくとともに、子育てに関するボランティアの発掘と育成に努め、地域での子育て支援体制を整えていきます。

項目	内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業の充実	育児の援助を行いたい人と受けたい人との相互援助活動を組織化し、地域で子育てをする環境を整えていきます。	児童福祉課 健康福祉課 社会福祉協議会
子育てサポーターの養成	まちの子育てひろばを充実させ、子育て家庭の支援を進めていくために、子育てサポーターの養成を促進していきます。	児童福祉課 健康福祉課 社会福祉協議会
子育てボランティアの育成	地域の人材を積極的に活用した子育て支援をめざして、ボランティアの発掘と育成に努めていきます。	児童福祉課 健康福祉課 社会福祉協議会
子育てボランティアなどとの連携	ファミリーサポートセンターでは対応できないイベント時の一時保育などに関して、子育てボランティア団体と連携し、対応していきます。	児童福祉課 健康福祉課 社会福祉協議会
ファミリーサポートセンターや子育てボランティアに関する情報の提供	ファミリーサポートセンターや各ボランティア団体の活動内容を、社会福祉協議会の広報などを通じて紹介していきます。	児童福祉課 健康福祉課 社会福祉協議会

(2) 子育て支援サービスの充実

仕事と子育ての両立支援をめざした保育サービスの充実

<現状と課題>

少子化が進行している主な要因としては、個人の結婚観・価値観の変化による晩婚化・未婚化の進行に加えて、夫婦の出生力の低下もあげられています。この出生力の低下は、女性の社会進出や就労形態の変化などにより、子育てと仕事の両立が困難になっている結果と考えられます。子育てと仕事を両立させ、かつ親の不在時における子どもへの心配を解消するためにも、保育サービスや放課後児童クラブの充実を図る必要があります。

現在、本市には保育所が、公立 12 園、私立 14 園あり、通常保育に加えて3歳未満児受け入れ対策事業、障害児保育事業などの特別保育事業を実施しています。

また、本市には幼稚園が 19 園あり、そのうち 5 園で預かり保育を実施しています。

放課後児童クラブは、現在、低学年を対象に実施しています。近年、入園希望者が増加傾向にあり、希望者が定員を超えた場合の対策が必要となっています。

施策の方向

保護者の就労形態の多様化などへの対応として、各保育所において特別保育事業の実施を促進し、保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童クラブを通じて放課後児童の健全育成を図ります。

項目	内容	担当課
3歳未満児の受け入れ対策	保育士の配置により、3歳未満児の保育ニーズに対応し、円滑な入所を促進します。	児童福祉課 健康福祉課
延長保育の充実	11時間の開所時間を超えて保育時間を延長し、多様化しつつある保育ニーズに対応していきます。	児童福祉課 健康福祉課
ショートステイ事業の充実	保護者の病気時などに、児童福祉施設などで子どもを預かるショートステイ事業の充実を図ります。	児童福祉課 健康福祉課
一時保育の充実	保護者の仕事や病気、出産、冠婚葬祭、リフレッシュなどで昼間一時的に保育できない場合に一時保育を実施し、多様化する保育ニーズに対応していきます。	児童福祉課 健康福祉課
特定保育の充実	保護者がパートなどにより、保育が困難な子どもに対して、週2～3日程度、または午前か午後のみなどの柔軟な保育を行う特定保育の充実を図ります。	児童福祉課 健康福祉課
乳児保育の充実	現在、すべての保育所で受け入れていますが、今後も継続して実施していきます。	児童福祉課 健康福祉課
障害児保育の充実	保育に欠ける障害のある子どもの健全な成長発達のために、障害児保育の充実を図っていきます。	児童福祉課 健康福祉課

項目	内容	担当課
家庭支援推進保育事業の充実	保育を行ううえで特に配慮が必要な児童が多く入所している保育所に対して、保育士の加配を行い、児童への指導の充実を図ります。	児童福祉課
保育所地域活動事業の充実	保育所地域活動事業として、世代間交流や異年齢児交流を行い、子どもたちの育成に努めていきます。	児童福祉課 健康福祉課
全保育所における第三者評価の検討	保育サービスの質を高めるために、第三者評価委員制度の導入を、市内全園で検討していきます。	児童福祉課 健康福祉課
預かり保育の充実	幼稚園の保育時間終了後の預かり保育を充実するとともに、未実施園では保護者の要望などを勘案しながら検討していきます。	教育総務課
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実	放課後に家庭で子どもだけになってしまう小学校低学年の児童を対象に、遊びと生活の場を用意して健全な育成に努めていきます。また、年々増加する希望者の受け入れ体制についても検討していきます。	社会教育課 管理課

相談・指導体制の充実

<現状と課題>

子育ての「孤立化」が進み、育児への不安感や負担感が増大している中、育児不安を解消するために相談体制を充実させていくことが必要です。

ニーズ調査の「子育てに関する悩みや不安の相談相手」をみると、就学前児童、小学校児童の保護者ともに、「夫もしくは妻・パートナー」や「親、兄弟・姉妹など」、「友人、隣近所の人、地域の知人」といった身近な人が主な相談相手となっているのに対して、行政の相談事業の利用割合は低くなっています。今後、子育て中の親が集まる場を整備するとともに、専門家による相談や指導体制を強化していくことも必要です。

施策の方向

子育て学習センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、保育所、家庭児童相談室などで、子育て中の親が育児の悩みを相談し、適切なアドバイスを受けられるように努めていきます。また、相談内容に応じ、こどもセンターをはじめとする機関や、子育てに関する専門家などとの連携を図ります。

項目	内容	担当課
子育て学習センターの相談体制の充実	子育て学習センターにおける相談事業を今後も充実していきます。	社会教育課

項目	内容	担当課
まちの子育てひろばの相談体制の充実	保育士や子育てサークル実践者などによる相談体制を整えていきます。	児童福祉課 健康福祉課 社会福祉協議会
おもちゃライブラリーでの相談体制の充実	おもちゃライブラリーでの育児に関する相談を充実していきます。	社会福祉協議会
子育てゆとり創造センター事業（地域子育て支援センター事業）での相談体制の充実	私立保育所（園）においてすでに実施されている子育てゆとり創造センター事業（地域子育て支援センター事業）の拡大を図り、育児相談体制を充実していきます。	児童福祉課 健康福祉課
つどいの広場事業の実施【再掲】	子育て中の保護者が気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行える場として、つどいの広場事業を実施します。	児童福祉課 健康福祉課
幼稚園における相談体制の充実	幼稚園において、子育てに関する相談体制を充実していきます。	教育総務課 学校教育課
保育所における相談体制の充実	公立、私立保育所において、それぞれ実施されるすすく教室やおいで保育所へ事業を通じて、保育士による育児相談を充実していきます。	児童福祉課 健康福祉課
家庭児童相談室における相談体制の充実	子育てに関する悩みや不安の相談などに対応するために、窓口や電話で相談できる体制を充実していきます。	児童福祉課 健康福祉課
健康診査や教室などを通じた相談体制の充実	教室を通じて、母親同士が不安や悩みを話し合い、不安解消につながる相談体制を充実していきます。また、健康診査や育児相談事業などを通じて、育児に関する相談の機会を増やしていきます。	健康課 健康福祉課 （保健センター）
インターネットを活用した相談体制の検討	子育てに関する疑問や悩みをインターネットを通じて、相談していけるように検討していきます。	児童福祉課 健康福祉課
電話による相談体制の充実	子育てに関する疑問や悩みを電話にて相談できる体制を充実していきます。	児童福祉課 健康福祉課 社会教育課
関係機関との連携によるミーティングカンファレンスの実施検討	こどもセンターをはじめ、看護師、保健師、栄養士、保育士、両親教育インストラクターなどの育児にかかわる専門家が連携を図り、相談体制を充実するとともに、情報交換の機会としてミーティングカンファレンスの実施を検討していきます。	児童福祉課 健康課 健康福祉課 （保健センター） 学校教育課 社会教育課

情報提供の充実

<現状と課題>

子育ての「孤立化」が進む中、悩みや不安を増大させる要因のひとつに、子育てに関する情報の不足があげられています。そこで、さまざまな媒体を通じて、子育て家庭すべてに行きわたる情報を提供し、子育てへの不安解消に努める必要があります。

ニーズ調査の「子育てに関する情報の入手方法」をみると、就学前児童、小学校児童の保護者ともに、「友人、隣近所の人、地域の知人」、「親族」、「保育所、幼稚園、学校」といった身近な人などから情報を入手している割合が高く、行政から情報を入手している割合は低くなっています。このことから、行政からの情報提供の充実を図り、情報入手先の幅を広げる必要があります。

また、ニーズ調査の「子育てに関する情報の入手方法」では、インターネットによる情報入手は低くなっています。近年、情報化が進み、家庭でのインターネットの普及率も上昇しています。確実に情報を伝える手段として、インターネットを通じた情報提供の充実が必要だといえます。

施策の方向

市の広報、ホームページ、パンフレットやチラシなどのさまざまな媒体を通じて、子育てに関する情報や施設、イベントを周知していきます。

項目	内容	担当課
市広報などによる子育て情報の充実	広報など、市が発行している情報誌において、子育て情報の充実に努めていきます。	児童福祉課 健康福祉課
インターネットにおける子育て情報の充実	インターネットを通じて、いつでも子育て情報が入手できるように情報提供の充実に努めていきます。	児童福祉課 健康福祉課
まちの子育てひろばによる情報提供	「まちの子育てひろばホット通信」によりイベントの案内も含めた子育て情報の提供を充実させていきます。	児童福祉課 健康福祉課 社会福祉協議会
子育てマップ、ガイドブックの作成【再掲】	各関係機関が連携し、保育サービスや子育てに関する情報の一本化に努め、子育てマップやガイドブックを作成していきます。	児童福祉課 健康課 健康福祉課 (保健センター) 社会教育課

障害児施策の充実

<現状と課題>

障害のある子どもが「ノーマライゼーション」の理念のもとに、社会の一員として自立していくことが求められています。そこで、早期発見・早期療育体制を整えるとともに、社会での自立を支援する体制を充実していく必要があります。

本市では乳幼児健康診査や教室を通じて、早期発見・早期療育に心がけ、幼児健康診査フォロー事業や、療育事業として児童デイサービス事業（はばたき園）を行い、心身に障害のある子どもとその保護者に対して保育や訓練、相談、交流の場を提供しています。

今後、保健、医療、福祉、学校などの関係機関との連携を深め、早期発見・早期治療、リハビリテーションなどのサービスの質を高めていく必要があります。

また、障害のある子どもの在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイなどを行い、介護者の負担軽減と障害のある子どもの社会参加の促進に取り組んでいく必要があります。

障害のある子どもの保護者に対しては、教育、就職、医療などの多様な問題に対応できるように相談体制を整えるとともに、障害のある子どもやその家庭を支援するために各種手当の支給などにも努めています。

施策の方向

療育体制や在宅支援サービスを充実させ、障害のある子どもの社会的自立を支援していきます。また、本人や家族が抱えている悩みや問題について対応できるような相談体制の整備や手当の支給など包括的な支援に努めていきます。

項目	内容	担当課
療育体制の充実	心身に障害のある子どもや発達障害の疑いのある子どもの療育発達について、家庭相談員や専門スタッフなどによる相談を行い、障害を早期発見し、適切な治療及び育児指導に結びつけます。	児童福祉課 地域福祉課 学校教育課 健康課 健康福祉課
在宅福祉の充実	障害のある子どもの在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、療育事業などの充実を図っていきます。	児童福祉課 健康福祉課 地域福祉課
障害児保育の充実 【再掲】	保育に欠ける障害のある子どもの健全な成長発達のために、障害児保育の充実を図っていきます。	児童福祉課 健康福祉課

項目	内容	担当課
障害児教育の充実	関係機関との連携を深め、総合的、専門的視野から教員の加配など、障害児教育の充実を図っていきます。	学校教育課
保育士、教員などの指導力の向上	障害児保育や障害児教育の充実を図るために、保育士や教員の指導力を向上させていきます。	学校教育課 児童福祉課 健康福祉課
障害のある子どもの受け入れ体制の強化	保育士の増員や、市内の各校における介助員の配置と活用を検討し、障害のある子どもの受け入れ体制を強化していきます。	学校教育課 児童福祉課 健康福祉課
相談体制や経済的支援の充実	家庭児童相談員や保健師などの専門スタッフによる障害のある子ども及び保護者への総合的な相談体制を整えとともに、引き続き手当の支給も実施していきます。	児童福祉課 健康福祉課 健康課

(3) 子育て家庭への経済的支援の充実 子育てに関する経済的支援制度の充実

<現状と課題>

子育て家庭にとって、医療費や教育費などの経済的負担は大きな問題となっています。ニーズ調査の「子育て支援に関する行政サービスへの要望」をみても、「子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減してほしい」との回答が、就学前児童、小学校児童の保護者ともに多く、今後も、医療費の軽減に向けた取り組みを継続していく必要があります。

また、本市では、児童手当をはじめとする子育てに関する経済的支援も行っており、医療費助成を含む各制度の周知にも努めています。

施策の方向

就学前までの乳幼児医療費の助成を行っていきます。また、出生祝金や入学祝金、児童手当などの子育てに関する経済的支援を行うとともに、各制度の周知を図っていきます。

項目	内容	担当課
乳幼児医療費の助成	就学前までの乳幼児医療費の助成を継続して行っていきます。	市民課
各種手当の支給	児童手当や児童扶養手当などの各種手当を支給していきます。	児童福祉課 健康福祉課
保育料の軽減に向けた取り組み	子育てにともなう経済的負担を考慮して、保育料の軽減を継続して行います。	児童福祉課 健康福祉課

項目	内容	担当課
幼稚園保育料の減免	生活困窮世帯に対して、幼稚園就園にともなう保護者の経済的負担を軽減するための保育料の減免を行います。	教育総務課
就学費用の助成	生活困窮による就学困難児童のいる家庭に学用品費や修学旅行費などの助成を行っていきます。	学校教育課
子育て祝金支給事業の実施	出生祝金や、第3子以降の小、中学校に入学する児童や生徒を養育する保護者への入学祝金を支給し、子育て支援の充実を図ります。	児童福祉課 健康福祉課
経済的支援に関する制度の周知	乳幼児医療費の助成をはじめ、児童手当や児童扶養手当などの制度について、対象家庭に周知するように、努めます。	市民課 児童福祉課 健康福祉課
不用品交換事業の充実	市役所にある掲示板を通じて、市民の間で不用となった子ども用品やマタニティ用品の交換が行えるようにし、育児にかかわる経済的負担の軽減に努めていきます。	環境課

ひとり親家庭への支援の推進

<現状と課題>

ひとり親家庭は一般的に経済的、社会的、精神的に不安定な状態におかれがちであり、育児や家事に不安を抱えているケースが見受けられます。

本市でも、母子家庭や父子家庭、両親のいない児童を養育している家庭（養育家庭）が増加傾向にあり、医療費の助成による支援に努めています。また、相談体制や生活支援体制を整え、社会的、精神的な負担の軽減にも取り組んでいます。

施策の方向

ひとり親家庭への医療費の助成を継続して行っていくとともに、相談体制や日常生活支援、就労支援を充実していきます。

項目	内容	担当課
医療費の助成	ひとり親家庭や養育家庭における医療費の助成を継続して行っていきます。	市民課
ひとり親家庭などへの手当の支給	児童扶養手当、ひとり親家庭等福祉手当などの手当の支給を継続して行っていきます。	児童福祉課 健康福祉課
相談体制の充実	母子自立支援員や家庭児童相談員などの専門スタッフによる総合的な相談体制を整えていきます。	児童福祉課 健康福祉課

項目	内容	担当課
日常生活支援に向けた取り組み	日常の家事など、不便をきたす家庭などに対して、日常生活支援事業を行っていくとともに、その内容の周知にも努めていきます。	児童福祉課 健康福祉課
就労支援の充実	母子家庭の母の就労に際し、有利な資格取得を促進するための支援を行っていきます。	児童福祉課 健康福祉課
資金の貸付	修学資金や就学支度資金などの資金の貸付を継続して行っていきます。	児童福祉課 健康福祉課



3 子どもが心豊かに成長できる教育の充実

(1) 子どもの心身の健やかな成長を支える教育の充実 幼児教育及び学校教育の充実

<現状と課題>

今日、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような社会の変化に対応できるように、「生きる力」(自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考える力、心豊かな人間性、健康や体力)を伸ばしていく教育が求められています。

幼児教育では、少子化などによる子どもを取り巻く環境の変化に対応すべく、体験活動や世代間交流の機会の充実、保育士、教員の資質の向上を図るなど、教育内容の充実に努めることが課題となっています。また、園児の安全を確保し、保育効果を高めるために、老朽化した施設の改修や設備の充実にも努める必要があります。

学校教育では、自然体験や社会体験活動など、豊かな体験に基づく心の教育を推進するとともに、情報教育や国際理解教育、環境教育、福祉教育など、変化に対応できる人間の育成に努めています。

教育内容を充実させる一方で、いじめや不登校、ひきこもりなどの教育環境を取り巻く問題にも取り組むことが重要です。そこで、いじめや不登校などの問題に対して、学校、家庭、地域の連携を強化し、相談体制を整えるとともに、早期発見・早期解決に向けた体制を整えていく必要があります。

施策の方向

幼児教育

今後の幼児教育のあり方を総合的に検討するとともに、施設の整備、教員の資質の向上などを図っていきます。また、他の保育所や幼稚園、学校、高齢者などとの交流機会も充実させていきます。

項目	内容	担当課
地域資源をいかした教育の充実	園児の状況に応じて適切な教育課程を編成するとともに、地域の自然や文化などを積極的にいかし、体験学習などによる教育を推進していきます。	学校教育課
幼児教育に関する情報提供の充実	園通信や教育振興会議の家庭部会で発行している本を通じて、幼児教育の意義や家庭教育の重要性について、今後も情報提供していきます。	教育総務課

項目	内容	担当課
認定こども園などの検討	本市の保育所及び幼稚園の状況と国の動向を見据えて、幼稚園と保育所を一体化した総合施設である認定こども園などを検討していきます。	教育総務課 児童福祉課 健康福祉課
施設の整備	園児の安全を守り、保育効果を高めるために、施設の改修や設備の充実に努めていきます。	施設課
保育士、教員の資質向上を図る研修	子どもを取り巻く社会環境の変化に対応した保育や幼児教育を推進するために、保育士や教員の資質の向上に努めていきます。	学校教育課 児童福祉課 健康福祉課
保育所、幼稚園、小学校との交流	他の保育所や幼稚園、小学校との交流機会をつくっていきます。	学校教育課 児童福祉課 健康福祉課
世代間交流の充実	保育所や幼稚園、小学校の行事に地域の高齢者を招き、地域活動事業も含めて、世代間交流の機会をつくっていきます。	学校教育課 児童福祉課 健康福祉課
地域に開かれた園づくり	地域の人材を活用するなど、地域に開かれた園づくりに努めていきます。	学校教育課

学校教育

心の教育を充実させ、生きる力を育成していきます。また、近年求められているさまざまな分野の教育内容を取り入れるとともに、施設や設備などの学習環境の整備や教員の資質の向上を図り、教育内容の充実に努めていきます。

学校や家庭、地域との連携を図り、いじめ、不登校などの悩みの早期発見・早期解決に対応する体制も整えていきます。

項目	内容	担当課
「生きる力」を育む学校づくりの推進	心の教育を充実させ、自ら学ぶ意欲や社会変化に対応し、たくましく生きる力の育成に努めます。	学校教育課
生命と心を大切にする教育	生命の大切さや思いやりの心などを育て、いじめや差別をなくすための啓発に努めます。また、高齢者や障害のある方への理解を深め、社会活動に積極的に参加する意欲や態度を育てていきます。	学校教育課

項目	内容	担当課
教育内容の充実	国際理解教育や情報教育、健康教育、情操教育など、近年求められているさまざまな要素の教育を取り入れるとともに、教科の枠を越えた総合的な学習の時間も取り入れ、教育内容の充実を図っていきます。	学校教育課
郷土学習の充実	郷土の文化、生活に親しみ、愛着をもつために、郷土学習の充実を図っていきます。	学校教育課
自然や人々にふれあう体験学習	自然学校を通じて自然にふれあう機会や、トライやる・ウィーク事業を通じて仕事や地域の人々とふれあう機会などを充実していきます。	学校教育課
メディアリテラシー教育などの充実	インターネットからの有害性のある情報に関して啓発を行い、児童・生徒がインターネットからの情報を主体的に分別できる能力を養っていきます。	学校教育課
地域に開かれた学校づくり	学校評議員制度や「オープンスクール」などを通じて、地域の人々の意見を取り入れ、地域に開かれた学校づくりに取り組んでいきます。	学校教育課
教育施設の充実	老朽化が進んでいる教育施設の整備を計画的に推進していきます。また、学校の安全面を強化するために、点検を随時実施していきます。	施設課
教員に対する研修体制	民間企業や社会福祉施設などでの社会体験研修の機会を充実し、教員の資質、指導力の向上に努めます。	学校教育課
スクールヘルパー活動の充実	活動を周知し、継続的な活動と、活動の充実を図るため、ボランティア登録者数を増やすように努め、不審者、変質者などの抑止に努めます。	社会教育課
学校・家庭・地域の連携による安全管理の充実	各学校で作成している防犯マニュアルに基づき、学校での防犯体制を強化していくとともに、ホットラインや刺股などの防犯設備の設置、登下校時の見回りなど、地域との連携をとりながら、安全管理の充実を図ります。	教育総務課 学校教育課
防災に関する知識の向上	心肺蘇生法などの応急処置法の習得や、防災訓練などを通じて、災害時に適切に対応できるように、知識の向上を図っていきます。	学校教育課
いじめなどへの相談体制	学校や家庭、地域との連携を図り、いじめ、不登校などの悩みの早期発見・早期解決のため「フレンドシップ指導員」や「やすらぎの部屋」を充実していきます。	学校教育課

次代の親の母性や父性の育成

<現状と課題>

核家族化の進行により家族の形態が変化し、また、地域の連帯感が希薄化した結果、自分が家庭をもつまで、子育てや子どもにかかわることがあまりなく、親としての知識や準備が不足している人が増えています。そこで、幼い頃から乳幼児とふれあう機会を設け、母性や父性の育成に努めていくことが必要です。

本市では、思春期対策事業を通じて、乳児とふれあう機会をもつとともに、乳児の母親から妊娠や出産、育児についての経験談を聞き、母性や父性の育成に努めています。

また、近年、男女共同参画の風潮が高まり、男性の育児や家事への参加が求められています。

本市では、講演会などを通じて、次代を担う子どもたちの男女共同参画の促進に努めています。

施策の方向

トライやる・ウィーク事業や思春期対策事業を通じて、乳幼児たちとふれあう機会を設け、母性や父性の育成に努めるとともに、男女共同参画を促進するための活動を充実させていきます。

項目	内容	担当課
乳幼児やその母親とふれあう機会の充実	トライやる・ウィーク事業や思春期対策事業などを通じて、乳幼児やその母親との交流の機会を充実していきます。	学校教育課 健康課
小学生や高校生を対象とした乳幼児ふれあい体験	現在、小学生を対象としている乳幼児ふれあい体験を、対象年齢を広げて実施するように検討していきます。	学校教育課 健康課
男女共同参画教育の推進	道徳や総合的な学習の時間、また講演会などを通じて、男女共同参画について学ぶ機会を充実していきます。	社会教育課 学校教育課
結婚や家庭について学ぶ機会の充実	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などを活用して、結婚や家庭の良さや大切さ、自分の将来について考える機会を設けていきます。	学校教育課

(2) 家庭における教育の向上 家庭教育の充実

<現状と課題>

子育ての基本的な場となる家庭は、子どもの健やかな成長を支える重要な役割を果たしています。しかし、近年、核家族化などの社会環境の変化にともなって、親としての知識や準備が不足し、家庭における養育機能の低下が指摘されているため、親が子育てについて学ぶ機会を充実することが必要です。

本市では、校区の PTA 会員などを対象として、学校や園ごとに家庭教育学級を開設しています。学級運営に当たっては、学校長や園長、公民館長、両親教育インストラクターなどの意見を取り入れ、内容の充実に努めています。また、家庭教育ノートを配布し、親に対して啓発も行っています。

施策の方向

引き続き、家庭教育学級の内容を充実していくとともに、家庭教育ノートを配布し、啓発に努めていきます。

項目	内容	担当課
家庭教育学級の充実	学校や幼稚園、公民館、子育て学習センターとの連携を図り、家庭教育学級の内容を充実していきます。	社会教育課
若い母親に向けた講座の開講	「第1子が0歳」の若い親に向けた講座を開講し、子育てについて学ぶ機会を提供します。	社会教育課
活動内容の周知	家庭教育学級における活動内容をさまざまな機会を通じて周知していきます。	社会教育課
家庭教育ノートによる啓発活動	今後も家庭教育ノートを配布し、啓発活動に努めます。	社会教育課
生涯学習の充実	スポーツや文化、芸術などの公民館教室の講座数を増やし、親の趣味の幅を広げるとともに、親子で参加できる教室を増やし、生涯学習の充実に努めていきます。	社会教育課
家庭教育に関する情報提供	子育て学習センターや、保育所などを通じて、家庭教育に関する情報を提供していきます。また、保育士会などで得た意見をわかりやすくまとめ、子育てに関する情報を各家庭に提供していきます。	社会教育課 児童福祉課 健康福祉課
オープンスクールの充実	PTA や地域のボランティアなどの参加を促進し、学校に関する情報を家庭や地域に提供できるように活動の充実を図っていきます。	学校教育課
親子による交流の促進	児童館がきたよ事業などを通じて、地域の子どもと保護者の交流機会を充実させていきます。	児童福祉課 健康福祉課

(3) 地域活動を通じた地域教育の向上 地域における教育力の向上

<現状と課題>

子どもにとって、家庭外や学校外で得られる体験は、日々の成長を支える不可欠な要素となっています。しかし、都市化、核家族化の進行などにもとまらず、地域の人々とのふれあいが希薄となり、地域での教育力が低下しています。「地域の子どもは地域で育てる」ことを再認識し、体験活動などを通じて子ども同士や地域の人々との交流を図り、地域の教育力を向上させていく必要があります。

本市では、さまざまな地域活動を実施しています。公民館では、地域の歴史研究などの体験活動が実施されたり、また、高齢者を講師として招き、昔の遊びや遊び道具のつくり方などを学ぶとともに、世代間交流などを行ったりしています。

世代間交流については、スポーツクラブ 21 や三世代グラウンドゴルフ大会、ペタンク大会などのスポーツ活動を通じても行われています。今後、全市でスポーツ活動を行っていくことをめざしているため、会場や施設の確保が必要となっています。

また、子ども同士や地域の自然などとふれあう機会としては、青少年館における子どもサイエンス広場や青少年センター、教育キャンプ場などを利用した体験活動があります。今後、会場や内容の充実を図っていくことが課題となっています。

一方、地域活動を充実させていくためには、それを支える場の整備も必要です。そこで本市では、児童や生徒、市民の利用のために学校の校庭や体育館の開放などを行っています。また、少子化の進行にもとまらず余剰教室が増えています。本市では放課後児童クラブで利用しているほか、いじめや不登校などの課題に対応するスペースや相談室として利用しています。今後も、地域の活動を充実するため、学校の施設や余剰教室の活用を引き続き行うことが大切です。

施策の方向

公民館などの活動による世代間交流や、体験学習、スポーツ活動などを通じて児童の健全育成に努めていきます。また、学校の校庭や体育館などを一般に向けて開放し、地域活動を支援していくとともに、児童健全育成の拠点となる児童館の活動内容の充実と周知に努めていきます。

項目	内容	担当課
体験活動の充実	子どもサイエンス広場を通じた実験などの体験活動や、教育キャンプ場を利用した自然体験活動など、さまざまな体験活動を充実していきます。	社会教育課
地域文化の伝承活動	子ども会と老人会との交流を促進し、世代間交流を通じて、昔の遊びや風習などを体験する活動を行います。	社会教育課

項目	内容	担当課
地域における交流活動	異年齢児との交流をはじめ、若者世代の交流、世代間交流、三世代交流を促し、地域の人と人が交流できる機会を充実していきます。	社会教育課
スポーツ活動の充実	「スポーツクラブ21」などを通じて、各種スポーツや競技会を充実させ、誰もが参加できるコミュニティスポーツを活性化するとともに、人々が交流できる機会を充実していきます。	体育振興課
子ども会活動の促進	子どもの自主性を養うために相撲大会や地域の祭、世代間交流などを通じて、子ども会活動を促進していきます。	社会教育課
童謡の里づくり事業の推進	赤とんぼ文化ホールを拠点とした日本童謡まつり諸事業を引き続き展開し、童謡文化の振興と、児童の健全育成に努めていきます。	社会教育課
環境分野での社会貢献活動の推進	こどもエコクラブ活動を通じて、酸性雨・水生生物調査の自然観察活動や、河川クリーン作戦などの環境保全活動の充実を図ります。	環境課
若者世代によるボランティアの育成	子どもの行事や地域の行事などに参加し、運営を支える若者世代のボランティアを育成していきます。	社会教育課 社会福祉協議会
指導者の育成・確保	子ども会などの団体の育成やスポーツ活動の充実のため、各活動において、適切な助言や指導を行える指導者の育成に努めていきます。	社会教育課 体育振興課
地域の祭や行事への参加の促進	社会教育関係団体と連携をとりながら、地域の祭や、地区の行事などへの参加を促していきます。	社会教育課
活動内容の周知	地域で行っている活動内容や、ボランティアスタッフの募集の告知を広報などで行っていきます。	社会教育課
子どもの居場所づくりの充実	現在実施している子どもの居場所づくりを充実するために、ボランティアを募り、安全面の強化に努めていきます。	社会教育課 児童福祉課 健康福祉課
児童館活動の充実	児童館活動において、児童に健全な遊びを与え、健康の増進と豊かな情操を育むとともに、子どもの居場所づくりに努めていきます。	児童福祉課 健康福祉課 社会福祉協議会
児童館事業の充実と周知	児童館利用を促進するため、事業内容の充実とさまざまな機会を通じての周知を行っていきます。	児童福祉課 健康福祉課 社会福祉協議会
児童館の改修	今後の状況に応じて、福栖児童館などの改修を検討していきます。	児童福祉課 健康福祉課

項目	内容	担当課
図書館活動の充実	図書館活動において、本の読み聞かせの機会を充実し、子どもの成長を支援していきます。また、季節ごとの企画展示や、本の紹介コーナーを設けるなど、子どもが本などへの楽しみや喜びをもてるように努めていきます。	社会教育課
学校施設の開放	引き続き、学校施設を児童や生徒と、市民の活動のために開放していきます。	教育総務課
地域活動を支える場の充実	地域活動の充実を図るために、スポーツ施設や生涯学習施設などの機能の拡充に努めていきます。	社会教育課

地域における児童の健全育成

< 現状と課題 >

関係機関が連携を図り、次代を担う子どもたちを健全に育てていくための環境整備が、地域に求められています。現在、本市では、小、中学校区を単位に、PTA、自治会、学校、防犯協会、民生委員・児童委員、婦人会、老人会などを中心に、補導やパトロール、有害な社会環境の浄化活動に努めるなど、子どもの健全育成に取り組んでいます。

また、区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員との十分な連携を図るとともに、問題の内容によっては、関係機関や団体、当事者などの協力を得て、問題解決に向けて取り組んでいます。

施策の方向

児童の健全育成を図るために、地域の各団体や機関が連携し、街頭でのパトロールや有害な社会環境の浄化に努めていきます。また、青少年やその家族の悩みについて、相談に応じる体制を整えていきます。

項目	内容	担当課
子どもの健全育成に関する意識啓発の充実	地域における子どもの健全育成のための活動を推進していくとともに、市民フォーラムを通じて意識啓発に努めます。	社会教育課
街頭での補導、パトロール活動の充実	地域で子どもが犯罪などの被害にあわないようにするために巡回パトロールを実施します。	社会教育課
有害環境対策の充実	市内における書店やコンビニエンスストアなどにおいてある有害図書などへの対処を、関係機関やPTA、地域住民と協力して自主的措置をとってもらうように働きかけていきます。	社会教育課

項目	内容	担当課
民生委員・児童委員活動の充実	子どもと子育て家庭の立場に立った活動を具体化することをめざすとともに、地域の実態調査、課題の抽出、実践、評価といった組織的、計画的な活動の展開を図っていきます。	児童福祉課 健康福祉課 地域福祉課
青少年育成・指導体制の整備	家庭、学校、行政機関などが一体となって、地区懇談会などを通じて、青少年の健全な育成や指導者の育成に努めていきます。	社会教育課
地区懇談会の実施	夏休み前に児童の健全育成の啓発を目的として、児童を取り巻く環境の現状と課題について、児童を中心としたさまざまな世代の方が懇談を行う場を提供します。また、中学校においても同様に保護者、教師を交えた懇談会を実施します。	社会教育課 学校教育課
青少年リーダーの発掘・養成	青少年を育成するリーダーの発掘と養成に努めていきます。	社会教育課
若者の交流の場づくり	若年者による交流やサークル活動などを支援し、出会いや交流の機会を促進します。	産業課



4 安心して子育てができる生活環境の整備

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

道路や施設、遊び場など安心して利用できる生活環境の整備

<現状と課題>

子どもや子ども連れの親が安心して外出できる環境を整えるためには、幅の広い歩道の整備などをはじめ、公共施設のバリアフリー化などに努めていく必要があります。

本市では、歩行者や自転車の快適性、安全性を向上させるために幅の広い歩道の整備を進めています。また、本市の公共施設においては、段差により車椅子利用者が利用できない施設もあるため、今後は、誰もが安心して利用できるようにスロープの設置や段差の解消、エレベーターの設置などのバリアフリー化に努めていく必要があります。

また、オムツ替えのスペースや親子で入れるトイレ、授乳する場所があることも子ども連れの親が安心して外出できる要素になります。公共施設のバリアフリー化に加えて、これらの設備の設置や整備も進めていく必要があります。

近年、都市化や少子化により、「近所に遊び場がない」、「同世代の友達がいない」といったことが問題となっています。

ニーズ調査の「子育て支援に関する行政サービスへの要望」をみても、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」との回答が就学前児童、小学校児童の保護者ともに多く、公園などの遊び場が求められていることがうかがえます。今後、子連れでも安心して出かけられるように施設の整備に加え、安全性に配慮した公園の整備も必要です。

施策の方向

安全を考慮し、子どもも親も安心できるように歩道の整備を行っていきます。また、公共施設においては、バリアフリー化に努めるとともに、子育て支援設備の整備を進めていきます。

項目	内容	担当課
歩道の整備	安全な通行の確保を考慮し、道路への歩道の設置や整備を事業計画に基づき行っていきます。	建設課
バリアフリー化に向けた取り組み	公共施設へのスロープの設置、段差の解消、エレベーターの設置などのバリアフリー化に努めていきます。	各施設管理担当課 都市計画課
歴史的建造物のバリアフリー化	見学者に配慮し、一方で歴史的建造物などの外観や内観を保持しながら、バリアフリー化を検討していきます。	社会教育課
子育て支援設備の整備	公共施設に、オムツ替えスペースや親子で入れるトイレを設置するとともに、ベビールームやベビーベッドなどの子育て支援設備の整備に努めていきます。	児童福祉課 健康福祉課 都市計画課

項目	内容	担当課
子育てバリアフリーマップの作成	子育て支援設備の整った施設などを記したマップを作成していきます。	児童福祉課 健康福祉課
遊び場の整備	子どもたちの身近な遊び場として、また親子が楽しめる遊び場として、公園の整備に努めていきます。	都市計画課
公園の美化などの環境整備	公園の遊具の点検や公園の美化などに努め、子どもたちが安全に遊べる環境を整えていきます。	都市計画課
遊具の設置助成	遊具の設置についての補助を行い、子どもの遊び場の整備を行います。	児童福祉課 健康福祉課
自然とふれあえる遊び場の整備	子どもたちが、自然とふれあうことができる遊び場の整備に努め、自然の大切さを学べる環境を整えていきます。	農林水産課

良質かつ良好な住宅や居住環境の確保

< 現状と課題 >

子育てを支援する生活環境の整備には、道路や公共施設、遊び場だけでなく、良好でゆとりある居住環境の整備も必要です。

本市では、子育てのためのゆとりある広さをもった公営住宅の整備に努めています。しかし、住宅困窮世帯には、身体に障害のある方や高齢者、母子世帯なども多くあり、子育て家庭や多子世帯への優先入居制度の確立は困難といえます。

また、良好な居住環境の整備にはシックハウス対策なども必要であり、本市では公共施設などの新築、改修時に用いられる材料の安全性を確認し、未然防止対策を講じています。

施策の方向

公営住宅の整備をはじめ、居住環境の整備に努めていきます。

項目	内容	担当課
ゆとりのある住宅の確保	三世代家族や子育て家庭、多子世帯が過ごしやすいように、ゆとりのある住宅の整備に努めていきます。	都市計画課
シックハウス対策の推進	現在行っているシックハウス対策を今後も継続して行っています。	都市計画課

(2) 地域で取り組む子どもの安全の確保
交通事故などから子どもの安全を確保するための活動

< 現状と課題 >

子どもを交通事故などから守るために、保育所、幼稚園、学校や関係民間団体などと連携し、子どもが安全に過ごせるように環境整備と事故防止の意識啓発が必要です。

本市では、交通事故をなくすために、ガードレールや歩道などの安全施設の整備を進めるとともに、交通安全運動や交通安全教育を推進しています。

施策の方向

子どもを交通事故から守るために、環境整備に努めるとともに、学校などを通じて交通安全教育を推進していきます。

項目	内容	担当課
危険箇所の点検及び把握	市内における道路などの点検を行い、危険箇所を把握し、事故の未然防止に努めます。	建設課
交通安全施設の整備	歩行者の安全を守るためにガードレールなどの整備を進めるとともに、カーブミラーや道路標識などを設置し、交通安全に努めていきます。	建設課
交通安全教育の強化	学校教育や生涯学習の場を利用して、実践的な交通安全教育を行っていきます。	学校教育課 社会教育課

子どもを犯罪などから守るための活動の推進

<現状と課題>

近年、不審者による子どもの殺傷や連れ去りなど、全国的に子どもが巻き込まれる事件が多発しており、今まで以上に子どもを守るための取り組みを強化する必要があります。

本市では、自治会、婦人会、老人会、学校、警察などが連携し、防犯情報の共有、防犯活動の連携を図るとともに、防犯設備の整備や公共施設の安全対策を講じるなど、安全なまちづくりに取り組んでいます。

防犯設備では、主に公共施設への街路灯の設置を行っています。今後も児童の安全を守るために、街路灯の整備を進めていくことが必要です。

公共施設の安全対策については、夜間、宿直者がいない施設に限り、警備会社に業務委託をしています。また、昼間の安全管理については、不審者対応マニュアルを作成するなどして、安全対策を講じていますが、今後さらなる徹底を図る必要があります。

さらに、たつの防災防犯ネットを使用して、不審者発生情報などの防犯情報を住民や職員（教職員などを含む）に配信するサービスを実施したり、市広報に揖龍防犯協会の「揖龍防犯通信」を掲載したり、不審者から身を守るための啓発に努めています。

施策の方向

子どもを犯罪などから守るために、街路灯の設置やレッドパトロール及びまちづくり防犯グループなどによる市内巡回、広報を通じた啓発活動を行っていきます。また、子どもの身に危険があったときのために、避難場所を提供し、子どもを保護する子ども 110 番の家を設置するとともに、被害にあった子どもへの相談体制やカウンセリング体制を整え、心のケアにも努めていきます。

項目	内容	担当課
地域における防犯体制の充実	地域における連携と活動を充実させ、地域の防犯体制を確立していきます。また、まちづくり防犯グループの結成を推進し、まちぐるみの防犯体制を強化、支援していきます。	総務課
犯罪に対する連絡体制の充実	青少年健全育成会、警察、行政などの連携をさらに深め、犯罪への迅速な対応をするために、連絡体制を充実していきます。	総務課 社会教育課
街路灯設置の推進	関係機関や関係課との連携を図り、街路灯設置の推進に向けて検討していきます。	建設課
不審者対応マニュアル作成の充実	公共施設への不審者の侵入に対して、迅速かつ確実に対応できるようにマニュアルの作成の充実を図ります。	各施設管理担当課
自主防犯意識を高める取り組み	市の広報による活動や、講座などを通じて自主防犯意識の高揚に努めていきます。	総務課

項目	内容	担当課
広報による啓発活動	市全体に向けた広報活動に努めていきます。	企画課
子ども 110 番の家の設置	地域の防犯体制を強化するために、「子ども 110 番の家」を設置し、子どもの安全確保に努めていきます。	学校教育課
被害にあった子どもへの支援体制	被害にあった子どもに対して、カウンセリングなどを行い、ケア体制を整えていきます。	学校教育課

児童虐待防止対策の充実

< 現状と課題 >

近年、子どもを取り巻く家庭や地域の環境が大きく変化しています。核家族化の進行や地域住民のつながりの希薄化などが、育児力の低下、育児の孤立化や児童虐待の増加の一因となっています。このような状況下、児童虐待の早期発見・早期対応、未然防止を図ることが重要となっています。

本市では、専門の家庭児童相談員を配置し、家庭への訪問や相談を行うとともに、要保護児童対策地域協議会において組織する関係機関との連絡体制を整え、児童虐待の早期発見・早期対応、未然防止に努めています。また、虐待の未然防止に努めるためには関係機関だけでなく、近隣の人々の協力を得ることも必要です。

施策の方向

要保護児童対策地域協議会において組織する関係機関などと連携し、児童虐待への早期発見・早期対応、未然防止体制を強化するとともに、近隣の人々に意識啓発していきます。

項目	内容	担当課
虐待防止ネットワークの強化	要保護児童対策地域協議会において組織する関係機関などとの連絡体制を強化し、虐待防止ネットワークの強化に努めていきます。	児童福祉課 健康福祉課
虐待に対する相談体制の充実	家庭児童相談員による、訪問、相談体制を強化し、児童虐待に対応できるように努めていきます。	児童福祉課 健康福祉課
保健事業を通じた虐待防止の強化	乳幼児健康診査や相談事業を通じて、児童虐待の未然防止や早期対応に努めていきます。	健康課 健康福祉課 (保健センター) 児童福祉課
学校における指導体制の強化	学校において、教員による日常の生徒観察を大切にして、児童虐待の早期発見に努めていきます。	学校教育課
児童虐待に対する意識啓発	児童虐待を身近な問題として捉え、地域全体が協力して虐待防止体制を整えるために、さまざまな機会を通じて意識啓発を行っていきます。	児童福祉課 健康福祉課

第4章 目標事業量の設定

1 目標事業量

次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を策定するに当たり、国の方針によりニーズ調査の実施とニーズ調査に基づく特定14事業の目標事業量の算出が各市町村に義務づけられています。たつの市においても、各旧市町で平成16年3月に実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果をもとに、特定14事業の目標事業量を算出しています。なお、目標値は平成21年度までの前期計画における整備数などを示しています。

(1) 定期的な保育などに関する事業の目標

事業		単位	たつの市	龍野地区	新宮地区	揖保川地区	御津地区
通常保育事業	現状	か所数 利用者数	26 か所 1,688 人	14 か所 929 人	6 か所 375 人	2 か所 150 人	4 か所 234 人
	目標値	か所数 定員数	26 か所 1,724 人	14 か所 929 人	6 か所 375 人	2 か所 180 人	4 か所 240 人
延長保育事業	現状	か所数 定員数	13 か所 104 人	5 か所 34 人	2 か所 20 人	2 か所 10 人	4 か所 40 人
	目標値	か所数 定員数	18 か所 156 人	7 か所 46 人	5 か所 50 人	2 か所 10 人	4 か所 50 人
休日保育事業	現状	か所数 定員数	未実施				
	目標値	か所数 定員数	後期計画で検討				
夜間保育事業	現状	か所数 定員数	未実施				
	目標値	か所数 定員数	後期計画で検討				

事業		単位	たつの市	龍野地区	新宮地区	揖保川地区	御津地区
トワイライト ステイ事業	現状	か所数 定員数	未実施				
	目標値	か所数 定員数	後期計画で検討				
放課後児童健 全育成事業 (放課後児童 クラブ)	現状	か所数 定員数	12 か所 480 人	7 か所 270 人	未実施	3 か所 90 人	2 か所 120 人
	目標値	か所数 定員数	17 か所 630 人	7 か所 270 人	5 か所 150 人	3 か所 90 人	2 か所 120 人

(2) 一時的な保育などに関する事業の目標

事業		単位	たつの市	龍野地区	新宮地区	揖保川地区	御津地区
病後児保育事 業(派遣型)	現状	か所数	未実施				
	目標値	か所数	後期計画で検討				
病後児保育事 業(施設型)	現状	か所数 定員数	未実施				
	目標値	か所数 定員数	後期計画で検討				
ショートステ イ事業	現状	か所数	1 か所	未実施			
	目標値	か所数	2 か所	後期計画で検討			
一時保育事業	現状	か所数 定員数	4 か所 38 人	2 か所 13 人	未実施	1 か所 15 人	1 か所 10 人
	目標値	か所数 定員数	8 か所 56 人	4 か所 26 人	2 か所	1 か所 20 人	1 か所 10 人

旧市町の目標値は、平成 16 年度の現状値をもとにたてている。

たつの市は平成 17 年度の実績や旧市町の状況をふまえているため、旧市町の数値の合算と異なる場合がある。

事業		単位	たつの市	龍野地区	新宮地区	揖保川地区	御津地区
特定保育事業	現状	か所数 定員数	4 か所 38 人	2 か所 13 人	未実施	1 か所 15 人	1 か所 10 人
	目標値	か所数 定員数	8 か所 56 人	4 か所 26 人	2 か所	1 か所 20 人	1 か所 10 人

(3) 地域における子育て支援事業の目標

事業		単位	たつの市	龍野地区	新宮地区	揖保川地区	御津地区
地域子育て支援センター事業	現状	か所数	1 か所	未実施		1 か所	未実施
	目標値	か所数	2 か所	1 か所	後期計画で検討	1 か所	後期計画で検討
つどいの広場事業	現状	か所数	未実施				
	目標値	か所数	2 か所	1 か所	後期計画で検討		
ファミリーサポートセンター事業	現状	か所数	1 か所	未実施			
	目標値	か所数	1 か所	1 か所			

旧市町の目標値は、平成 16 年度の現状値をもとにたてている。

たつの市は平成 17 年度の実績や旧市町の状況をふまえているため、旧市町の数値の合算と異なる場合がある。

2 特定 14 事業の内容説明

事業	内容
延長保育事業	就労と育児の両立支援のため、時間外勤務や通勤時間の延長などに対応して、通常保育時間を延長して保育を行う事業です。
休日保育事業	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、保護者が休日に世話をすることができない子どもを保育所において保育する事業です。
夜間保育事業	夜間、保護者の就労などにより児童の世話をすることができない場合に、保育所において夜間に保育する事業です。
トワイライトステイ事業	保護者の恒常的な残業などのため、児童（小学生）の生活指導などが困難な場合、児童福祉施設などで概ね 6 か月程度、午後 6 時から午後 10 時までの間、保護者に代わり児童の生活指導や食事の提供などを行う事業です。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者の労働などにより、授業終了後に保育を受けられない児童に対し、遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。
病後児保育事業 【派遣型】【施設型】	お子さんが病気回復期（病気中も含む）に、まだ集団保育などができず、保護者も仕事などの理由により家庭で育児ができないとき、子どもを一時的に預かり（または訪問し）、保護者に代わって看護師・保育士などが看護・保育する事業です。
ショートステイ事業	保護者の疾病、出産、突発的な残業、休日出勤や育児疲れなどの理由で 1 歳以上の児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童福祉施設などで 1 週間程度の短期間、保護者に代わって児童を養育する事業です。
一時保育事業	保護者のパート就労、傷病時、育児疲れ解消などの理由で家庭での保育が困難な場合などに、保育所において児童を一時的に保育する事業です。
特定保育事業	3 歳に達しない児童の保護者のいずれもが、一定程度の日時（週に 2、3 日程度または午前か午後のみなど）について、当該児童を保育することができないと認められる場合において、必要な日時について保育所などにおいて保育する事業です。
地域子育て支援センター事業	育児不安などについての相談・指導（面接・電話）、子育てサークルなどへの支援、育児通信の発行、園庭の開放、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。
つどいの広場事業	子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備するため主に乳幼児（0～3 歳）をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ったり、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場を身近な地域に設置する事業です。
ファミリーサポートセンター事業	地域において、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う事業です（活動内容の例：保育施設までの送迎、保育開始前や終了後に子どもを預かる、学校の放課後または学童保育（放課後児童クラブ）終了後や学校の夏休みなどに子どもを預かるなど）。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制の充実

次世代育成支援行動計画を市全体で実行していくには、住民や関係団体・機関、企業、行政などが常に意識を共有し、情報と意見の交流を図り、一体的な取り組みを進めることが重要であることから、これらの団体などにより構成する計画検討の推進委員会を設置します。

また、この計画を推進するに当たり、以下のように体制を整備し、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

(1) 地域における推進体制

本計画を地域全体で進めていくに当たっては、家庭をはじめ、保育所、学校、各種団体及び機関、企業、行政などが、各々の役割を認識し、補完しあいながら、充実した子育て環境づくりに取り組んでいきます。

(2) 庁内における推進体制

本計画では、福祉や保健、教育に加えて、医療や住宅、生活環境、労働など、多方面にわたって施策が展開されています。そこで、庁内においては、専門部会を立ちあげ、それぞれ関連する各課や関連機関との連携を図りながら、計画の進捗状況の調査や課題の検討など、計画の進行管理を行っていきます。

(3) 国・県との連携などによる推進体制

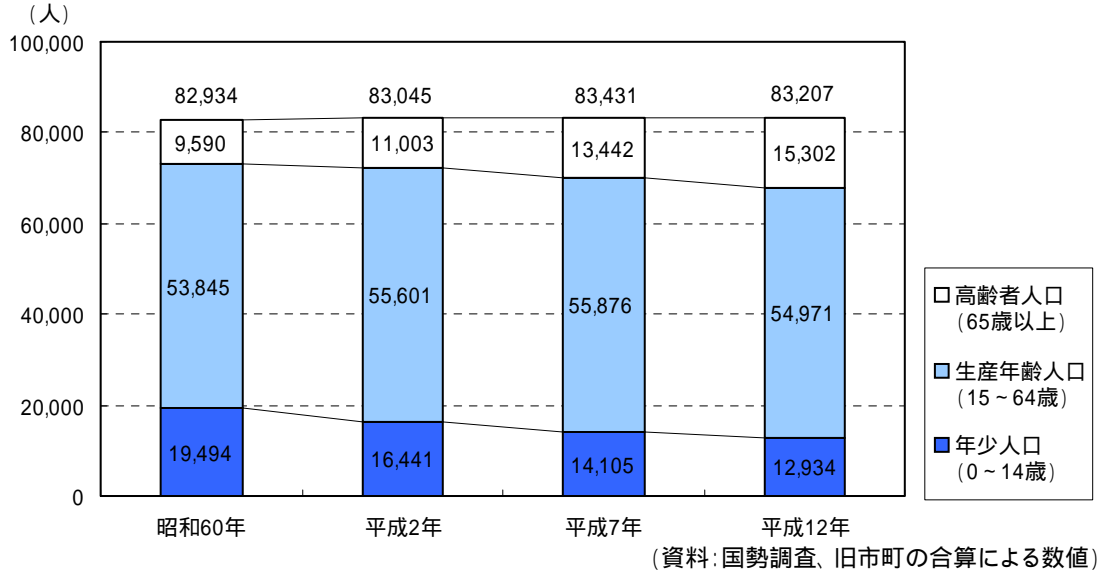
国や県と連携しながら、効果的に本計画の推進を図っていきます。また、施策の優先順位を的確に見極めながら、効果的な財源の確保を行い、計画の実現に努めていきます。

資料編

1 少子化の動向

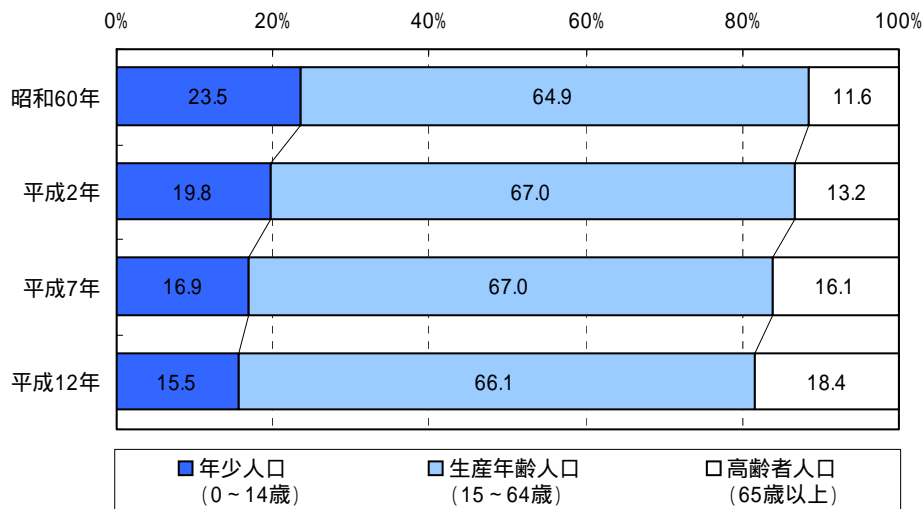
(1) 総人口の推移

総人口の推移をみると、平成7年以降減少しており、平成12年には83,207人となっています。



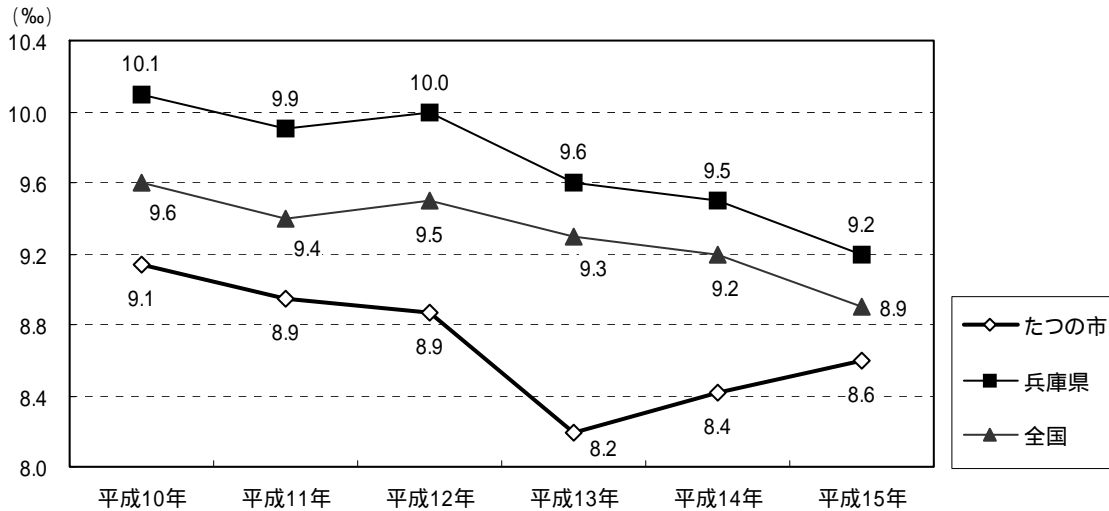
(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口が増加傾向にあるのに対して、0~14歳の年少人口は減少傾向にあります。昭和60年から平成12年にかけては、8.0ポイント(6,560人)減少しています。



(3) 出生率の推移

出生率の推移をみると、兵庫県、全国が減少傾向にあるのに対し、たつの市は平成 13 年以降、増加傾向を示しています。しかし、各年で兵庫県、全国の平均値を下回っています。

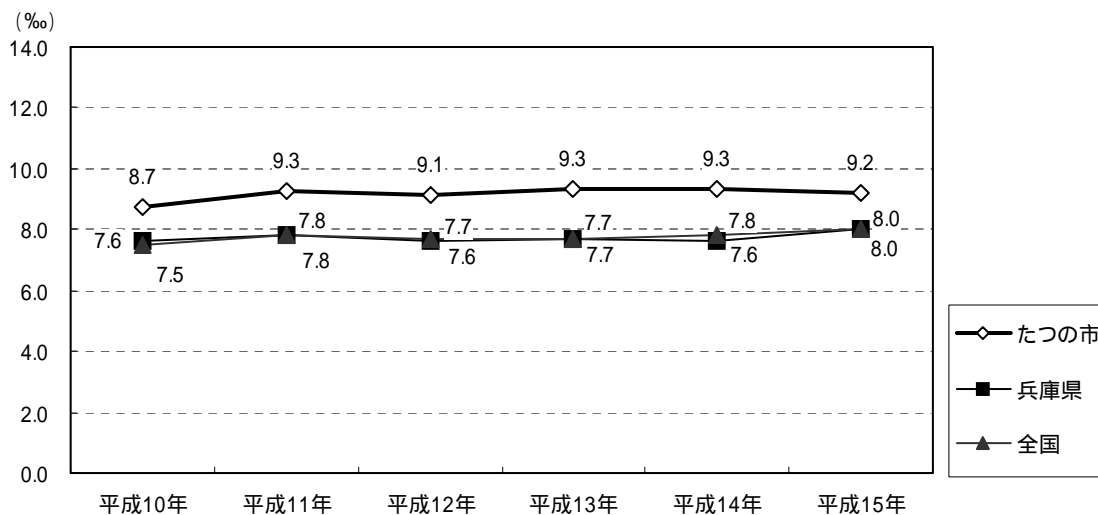


出生数は、届出を受けた市町村での数値

(資料: 兵庫県保健統計年報、各年 10 月 1 日現在、旧市町の合算による数値)

(4) 死亡率の推移

死亡率の推移をみると、たつの市は増減を繰り返しながら、ほぼ横ばい状態にあります。兵庫県は 7.6 から 8.0 の間を、全国は 7.5 から 8.0 の間をそれぞれ推移しているのに対し、たつの市の死亡率は、8.7 から 9.3 の間を推移しており、全体的に高くなっています。

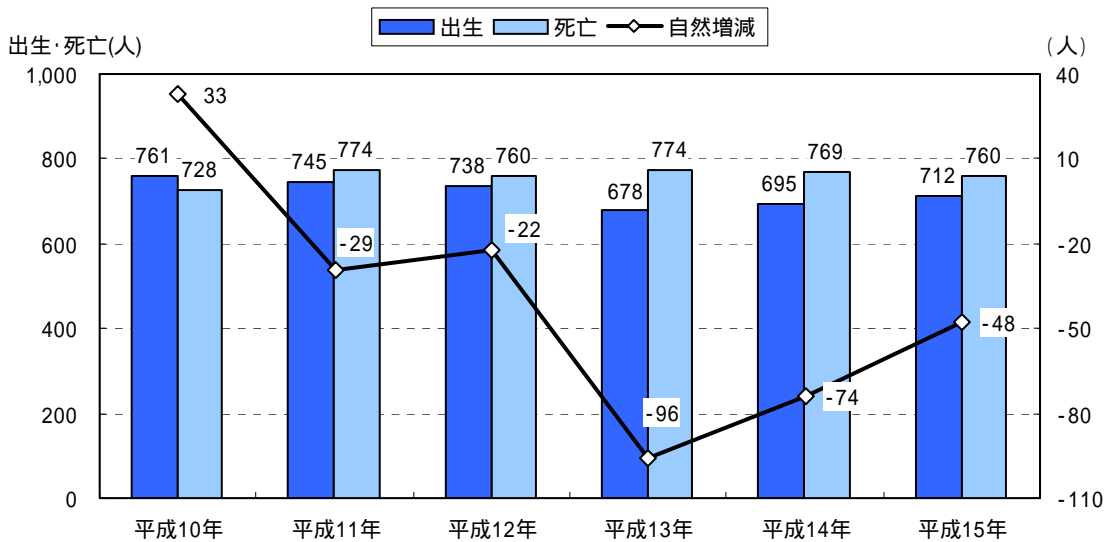


死亡数は、届出を受けた市町村での数値

(資料: 兵庫県保健統計年報、各年 10 月 1 日現在、旧市町の合算による数値)

(5) 自然動態 - 出生数と死亡数の推移 -

出生数から死亡数を差し引いた自然増減をみると、全体的に減少傾向にあります。特に平成13年には、大きくマイナスに転じています。しかし、平成14年には、再度プラス傾向に転じています。



単位:人

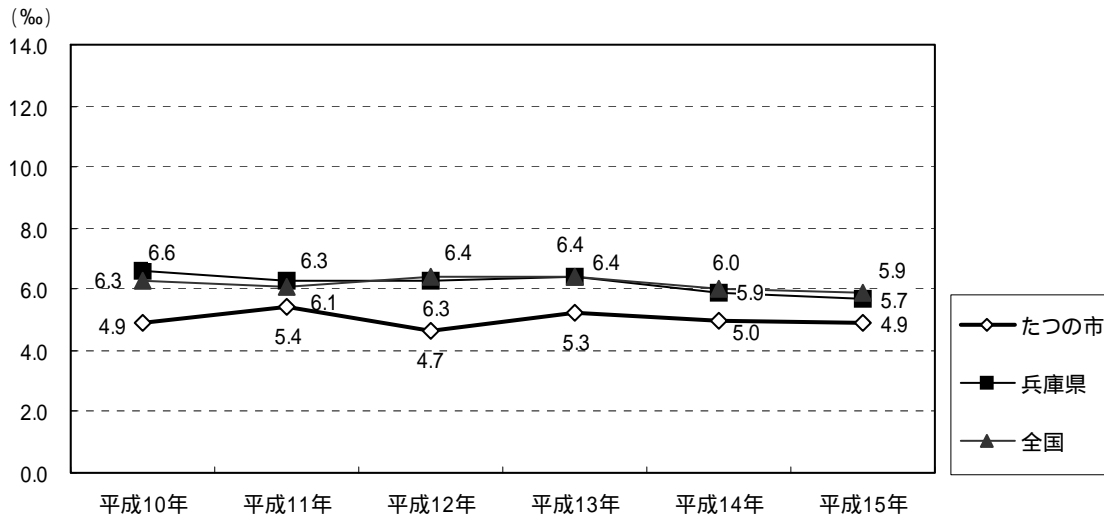
	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
出生数	761	745	738	678	695	712
死亡数	728	774	760	774	769	760
自然増減	33	-29	-22	-96	-74	-48

(資料:兵庫県保健統計年報、各年10月1日現在、旧市町の合算による数値)

(6) 婚姻率の推移

婚姻率の推移をみると、たつの市は増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいとなっています。

一方、兵庫県は 5.7 から 6.6 の間を、全国は 5.9 から 6.4 の間をそれぞれ推移しているのに対して、たつの市は 4.7 から 5.4 の間を推移しており、全体的に低くなっています。

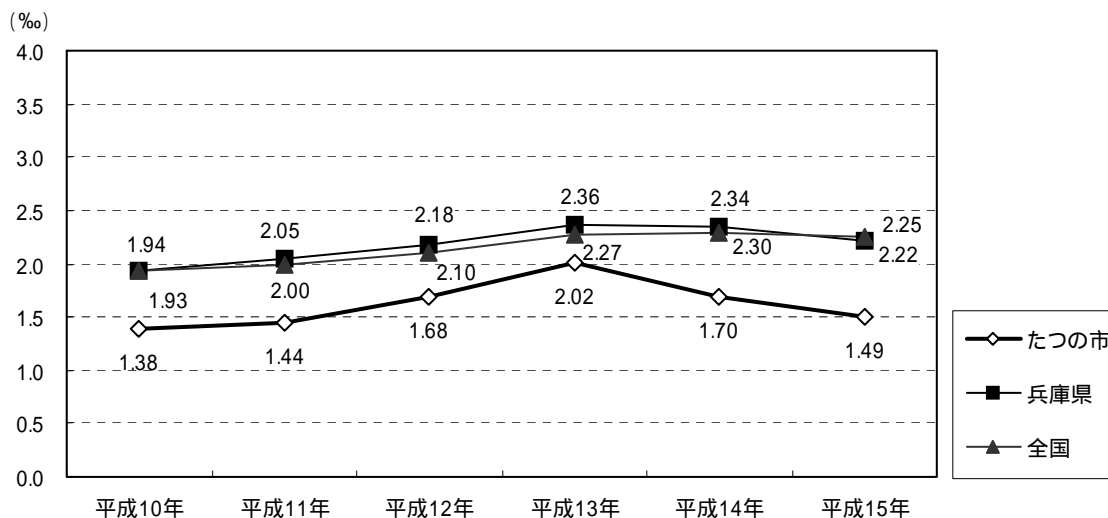


婚姻数は、届出を受けた市町村での数値

(資料:兵庫県保健統計年報、各年 10 月 1 日現在、旧市町の合算による数値)

(7) 離婚率の推移

離婚率の推移をみると、たつの市は全体的に増加傾向にあります。兵庫県、全国と比べると、平成 13 年を除いて、1.00 台とたつの市の離婚率は低くなっています。



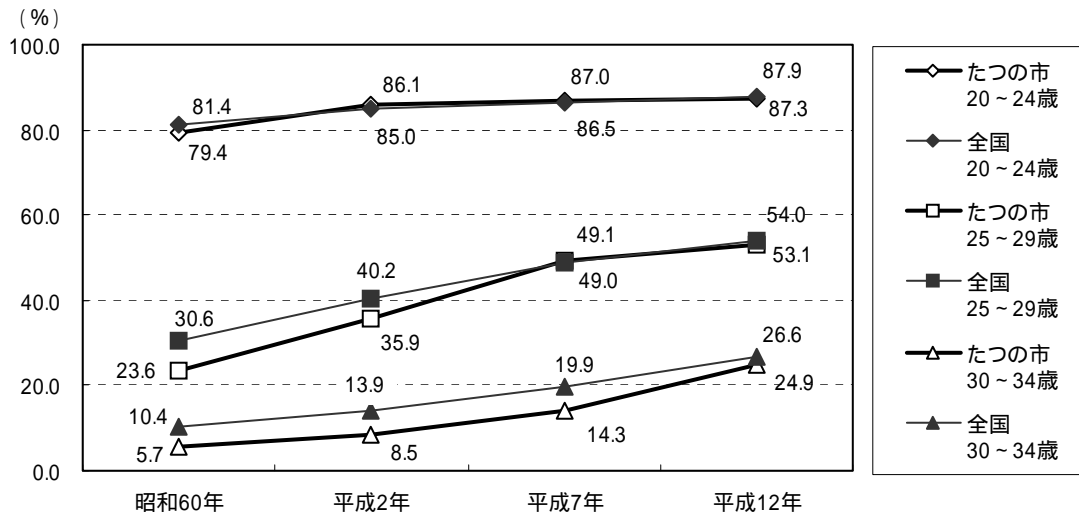
離婚数は、届出を受けた市町村での数値

(資料:兵庫県保健統計年報、各年 10 月 1 日現在、旧市町の合算による数値)

(8) 未婚率の推移

女性未婚率の推移

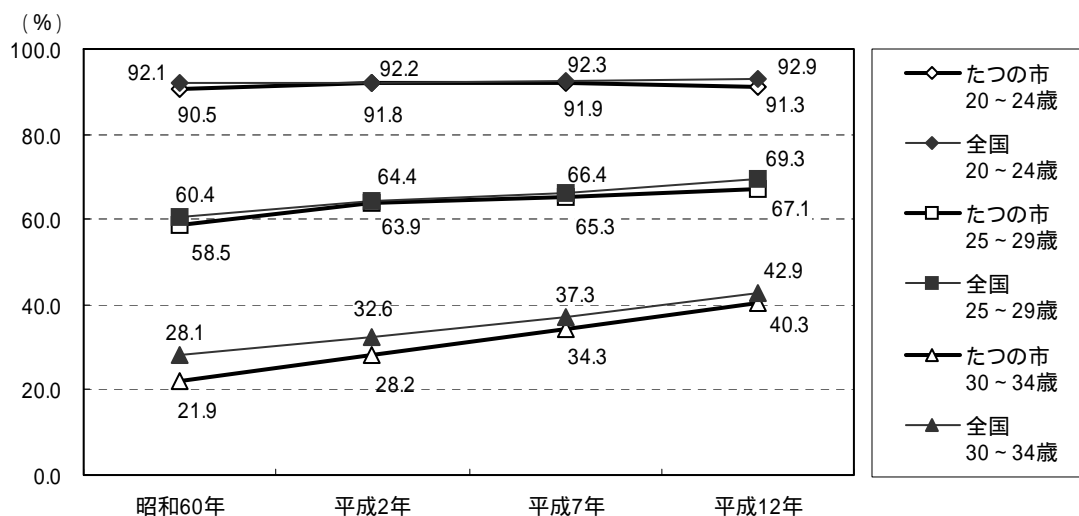
20～24歳、25～29歳、30～34歳それぞれの女性未婚率の推移をみると、たつの市は各年代で増加傾向にあります。全国と比べると低くなっていますが、25～29歳（昭和60年、23.6%）、30～34歳（昭和60年、5.7%）の数値をみると、平成12年までにはそれぞれ53.1%、24.9%と約2倍、約4倍まで上がっており、未婚化や晩婚化の進行がうかがえます。



(資料:国勢調査、旧市町の合算による数値)

男性未婚率の推移

男性未婚率の推移をみると、たつの市はそれぞれの年代で増加傾向にあることがうかがえます。全国と比べると、たつの市はほぼ同水準が低くなっています。男性では、30～34歳の未婚率の伸びが最も顕著であり、男性においても未婚化や晩婚化の進行がうかがえます。

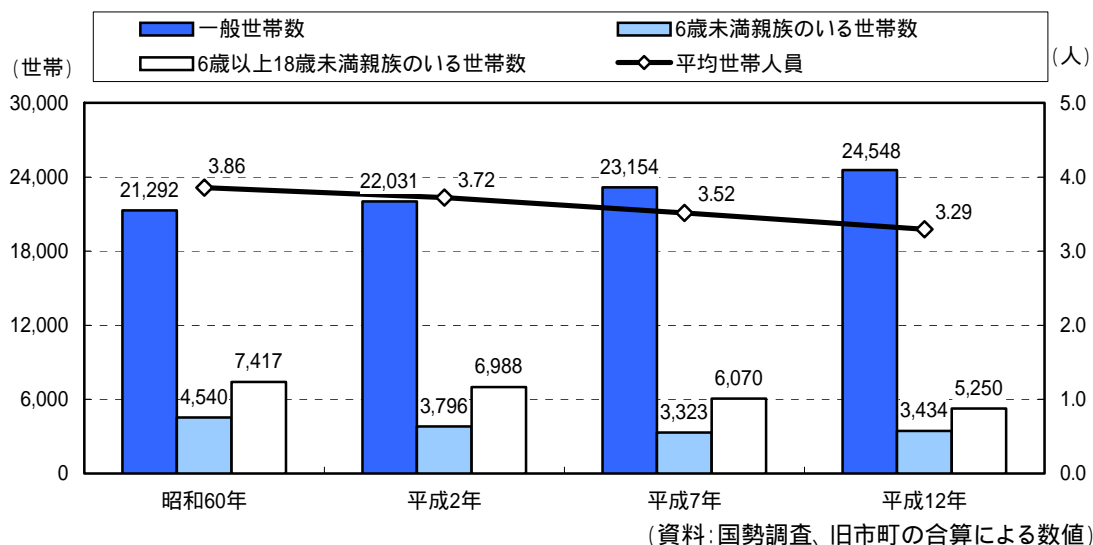


(資料:国勢調査、旧市町の合算による数値)

2 世帯及び就労の状況

(1) 世帯数の推移と平均世帯人員

世帯数の推移をみると、全体的に増加傾向にあり、昭和60年から平成12年までに3,256世帯増加しています。しかし、6歳未満親族のいる世帯数、6歳以上18歳未満親族のいる世帯数は、ともに減少傾向にあります。また、平均世帯人員も減少傾向にあり、昭和60年から平成12年にかけて、0.57人減少しています。



(2) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、三世帯世帯が減少する一方で、核家族世帯と単独世帯が増加しています。特に、核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもからなる世帯は減少しているのに対して、夫婦のみの世帯、男親と子ども、女親と子どもからなる世帯は増加しており、子ども数の減少に加えて、ひとり親家庭の増加がうかがえます。

単位: 世帯

	一般世帯数	核家族世帯					その他の親族世帯			非親族世帯	単独世帯
		合計	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども	合計	三世帯世帯	傍系世帯		
昭和60年	21,292	12,318	2,445	8,675	204	994	7,112	5,524	1,588	10	1,852
平成2年	22,031	12,948	3,051	8,561	244	1,092	6,988	5,501	1,487	6	2,089
平成7年	23,154	13,686	3,801	8,372	231	1,282	6,784	5,322	1,462	28	2,656
平成12年	24,548	14,726	4,517	8,486	268	1,455	6,399	4,883	1,516	31	3,392

(資料: 国勢調査、旧市町の合算による数値)

(3) 産業構造の推移

産業構造の推移をみると、第一次産業と第二次産業が減少傾向にあるのに対して、第三次産業は増加傾向を示しています。平成7年以降では、第三次産業の割合が第二次産業を上回っています。

単位：人、%

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就業人口 (上段：人、下段：%)	37,872	38,878	40,327	38,924
	45.7%	46.8%	48.3%	46.8%
第1次産業	2,745	2,037	1,910	1,411
	7.2%	5.2%	4.7%	3.6%
第2次産業	18,447	18,958	18,625	16,957
	48.7%	48.8%	46.2%	43.6%
第3次産業	16,614	17,843	19,777	20,460
	43.9%	45.9%	49.0%	52.6%

(資料：建設計画)

3 園児、児童、生徒数の状況

(1) 保育所数、入所児童数の推移

現在、たつの市には、保育所が 26 か所あります。入所児童の総数は、平成 11 年度以降、増減を繰り返しているものの、定員数よりも少なくなっています。また、各年度 3 歳児、4 歳児の入所児童数が他の年齢よりも多くなっています。

単位:か所、人 各年度 4 月 1 日現在

年度	施設数	定員数	総数	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
平成 11 年度	26	1,605	1,472	37	160	256	390	426	203
平成 12 年度	26	1,605	1,506	57	158	281	411	375	224
平成 13 年度	26	1,605	1,471	54	165	233	395	412	212
平成 14 年度	26	1,605	1,466	44	140	261	361	433	227
平成 15 年度	26	1,575	1,507	45	179	226	395	373	289
平成 16 年度	26	1,575	1,477	51	146	287	354	392	247
平成 17 年度	26	1,575	1,504	45	162	242	414	365	276

(資料:児童福祉課、各年度旧市町の合算による数値)

(2) 幼稚園数、園児数の推移

現在、たつの市には幼稚園が 19 か所あります。園児の総数をみると、増減を繰り返し、平成 17 年度には 839 人となっています。

単位:か所、クラス、人 平成 11 年度のみ 4 月 14 日現在、その他各年度 5 月 1 日現在

年度	施設数	学級数	総数	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
平成 11 年度	19	40	821	0	0	0	10	315	496
平成 12 年度	19	43	889	0	0	0	5	351	533
平成 13 年度	19	42	880	0	0	0	0	358	522
平成 14 年度	19	45	899	0	0	0	7	334	558
平成 15 年度	19	45	851	0	0	0	10	335	506
平成 16 年度	19	43	820	0	0	0	3	402	415
平成 17 年度	19	43	839	0	0	0	6	391	442

(資料:学校基本調査、各年度旧市町の合算による数値)

新宮地区については幼稚園があるため、保育籍(平成 17 年度で年少 18 人、年長 23 人)を含む数値

(3) 保育所、幼稚園の入所率及び在宅児童の在宅率の推移

保育所、幼稚園の入所率及び在宅児童の在宅率の推移をみると、各年度、保育所の入所率が3歳児、4歳児で高くなるのに対して、幼稚園では、5歳児の入所率が5割以上と高くなっています。また、4歳児の幼稚園入所率が平成16年度、17年度で5割を超え、保育所入所率を上回っています。

一方、在宅率では年齢が上がるにつれて割合が低くなっています。

単位：人、% 各年度4月1日現在及び5月1日現在

年度	総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成12年度児童数	4,830	766	764	824	852	799	825
入所率(保育所)	31.2	7.4	20.7	34.1	48.2	46.9	27.2
入所率(幼稚園)	18.4	0.0	0.0	0.0	0.6	43.9	64.6
在宅率	50.4	92.6	79.3	65.9	51.2	9.2	8.2
平成13年度児童数	4,753	710	781	768	834	856	804
入所率(保育所)	30.9	7.6	21.1	30.3	47.4	48.1	26.4
入所率(幼稚園)	18.5	0.0	0.0	0.0	0.0	41.8	64.9
在宅率	50.6	92.4	78.9	69.7	52.6	10.1	8.7
平成14年度児童数	4,665	699	730	772	789	856	819
入所率(保育所)	31.4	6.3	19.2	33.8	45.8	50.6	27.7
入所率(幼稚園)	19.3	0.0	0.0	0.0	0.9	39.0	68.1
在宅率	49.3	93.7	80.8	66.2	53.3	10.4	4.2
平成15年度児童数	4,616	698	723	750	791	787	867
入所率(保育所)	32.6	6.4	24.8	30.1	49.9	47.4	33.3
入所率(幼稚園)	18.4	0.0	0.0	0.0	1.3	42.6	58.4
在宅率	49.0	93.6	75.2	69.9	48.8	10.0	8.3
平成16年度児童数	4,520	679	709	753	767	801	811
入所率(保育所)	32.7	7.5	20.6	38.1	46.2	48.9	30.5
入所率(幼稚園)	18.1	0.0	0.0	0.0	0.4	50.2	51.2
在宅率	49.2	92.5	79.4	61.9	53.4	0.9	18.3
平成17年度児童数	4,450	651	709	741	758	782	809
入所率(保育所)	33.8	6.9	22.8	32.7	54.6	46.7	34.1
入所率(幼稚園)	18.9	0.0	0.0	0.0	0.8	50.0	54.6
在宅率	47.3	93.1	77.2	67.3	44.6	3.3	11.3

(資料：児童福祉課、学校基本調査、各年度旧市町の合算による数値)

(4) 在宅児童数の推移

在宅児童数の推移をみると、各年度で増減を繰り返しているものの、全体的に減少傾向にあります。0歳児、1歳児、2歳児の在宅児童数をみると、0歳児では平成17年度までに103人、1歳児では59人、2歳児では44人減少しています。

単位:人

年度	総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成12年度	2,435	709	606	543	436	73	68
平成13年度	2,402	656	616	535	439	86	70
平成14年度	2,300	655	590	511	421	89	34
平成15年度	2,258	653	544	524	386	79	72
平成16年度	2,223	628	563	466	410	7	149
平成17年度	2,107	606	547	499	338	26	91

(資料:児童福祉課)

(3)の在宅率から在宅児童数を算出しているため、誤差があります。

(5) 学校数、児童数、生徒数の推移

たつの市には現在、小学校17校と、中学校5校があります。小学校では、平成13年度以降、学級数、児童数ともに増減を繰り返していますが、児童数は全体的に減少傾向にあります。平成13年度と17年度の児童数を比べると、134人減少しています。

また、中学校でも学級数、生徒数ともに減少傾向にあります。平成13年度と17年度の生徒数を比べると、562人減少しています。

単位:校、クラス、人

年度	小学校			中学校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
平成13年度	17	203	5,052	5	91	3,008
平成14年度	17	203	5,021	5	85	2,823
平成15年度	17	198	4,890	5	86	2,750
平成16年度	17	205	4,933	5	82	2,568
平成17年度	17	205	4,918	5	76	2,446

(資料:教育委員会、各年度旧市町の合算による数値)

(6) 保育サービスなどの状況

特別保育の実施状況

特別保育の実施状況を見ると、延長保育、一時保育の実施園数がほぼ横ばいであるのに対して、時間外保育は増加傾向にあります。

また、障害児保育は増減しており、平成 17 年度には 7 園が実施しています。

単位:か園

年 度	時間外保育	延長保育	障害児保育	一時保育
平成 13 年度	22	12	10	4
平成 14 年度	24	12	10	4
平成 15 年度	26	12	10	4
平成 16 年度	26	13	11	4
平成 17 年度	26	13	7	4

(資料:児童福祉課、各年度旧市町の合算による数値)

放課後児童クラブの実施状況

放課後児童クラブは小学校の余裕教室を利用して実施しており、開園基準が 20 人から 10 人になったことを機に実施園数が増加し、平成 17 年度現在では 8 か所で実施しています。児童数も年々増加傾向にあり、平成 17 年度には 309 人となっています。

単位:か所、人

年 度	園数	児童数
平成 13 年度	3	127
平成 14 年度	5	168
平成 15 年度	7	227
平成 16 年度	8	257
平成 17 年度	8	309

(資料:教育委員会、各年度旧市町の合算による数値)

4 母子保健事業の状況

本市では母子保健事業を通じて、妊娠、出産、乳幼児、学童といったそれぞれの期間や年代にあわせた健康支援を行っています。

【龍野地区】

事業名	内 容
母親支援	
母子健康手帳の交付	妊娠届け出時に母子健康手帳を交付します。
安産パパママ教室	市内在住の妊婦及びその夫を対象に、妊娠や分娩、育児などの学習を通じて、親としての自覚を高めるとともに、参加者同士の交流を図り、不安解消に努めています。
ほのぼのおふくろ料理	乳幼児をもつ保護者を対象に昔から伝わる伝統料理・郷土料理や、料理の基本を学び、赤ちゃん時代からの食習慣を見直すきっかけづくりをしています。
アレルギー教室及びアトピーの会	アレルギー疾患のある乳幼児及びその保護者を対象に、アレルギーについての正しい知識の普及や、児のアレルギー疾患に悩む親同士の情報交換及び交流を通じて、不安を解消し、育児意欲の向上をめざし、グループワーク、情報交換、調理実習などを行っています。
乳児支援	
赤ちゃんキッズクラブ	1歳までの乳児を対象に身体計測、個別相談の機会を通じて、母親同士、子ども同士が交流し、自信と喜びをもって育児ができるように支援しています。
もぐもぐクラブ（離乳食教室）	乳児及びその保護者を対象に、実習を通じて離乳食について学ぶとともに、保護者自身の食習慣を見直すきっかけづくりをしています。
幼児支援	
赤ちゃんキッズクラブ キッズサロン（ちびっこクラブ・やんちゃクラブ）	ちびっこクラブ 1歳から3歳6か月児までの幼児とその保護者を対象に、子どもの集団遊びや、個別相談を通じて、自信と喜びをもって育児に取り組めるように支援しています。 やんちゃクラブ 3歳6か月から就学前までの幼児とその保護者を対象に、子どもの集団遊びや、個別相談を通じて、自信と喜びをもって育児に取り組めるように支援しています。
幼児エプロンクラブ（幼児食教室）	幼児の発育上、特に食に関する不安がある保護者を対象に、実習を通じて幼児食について学ぶとともに、保護者自身の食習慣を見直すきっかけづくりをしています。
その他育児支援	
訪問指導	妊産婦、新生児、乳児、幼児を対象に、訪問指導を行っています。

事業名	内 容
その他育児支援	
母子健康相談	妊娠期の不安や、乳幼児に関する育児不安などについて、電話や面接で相談を受け、家庭における子育て支援を行っています。
健康診査	
3 か月児健康診査	身体計測、問診・保健指導、内科健診、栄養指導、家族計画指導を行っています。
1 歳 6 か月児健康診査	身体計測、問診・保健指導、栄養・おやつ指導、内科健診、歯科健診、歯科指導・ブラッシング指導を行っています。 歯科健診については、平成 15 年度からフッ化物塗布を実施しています。
3 歳児健康診査	身体計測、問診・保健指導、栄養・おやつ指導、内科健診、歯科健診、歯科指導・フッ化物塗布を行っています。
7 か月児相談	身体計測、問診・保健指導、栄養指導、歯科保健指導を行うとともに、相談も行っています。
親子ふれあいクラス	1 歳 6 か月及び 3 歳児健康診査などの各相談事業で子育てに悩みや不安がある保護者や幼児の発育発達で心配のある保護者を対象に、集団遊びと専門的相談の場を提供し支援するとともに、母親の子育て不安を解消し、虐待予防につなげる仲間づくりや相談の場を提供しています。
療育事業	
揖籠心身障害児等療育推進事業	就学前の障害のある子どもとその保護者、または特に参加を希望する児とその保護者を対象として、保育、訓練、相談、交流の場を提供するとともに、家庭における療育技術の向上のための支援を行っています。
思春期対策事業	
赤ちゃん不思議発見	乳児とのふれあいや、乳児の母親から出産や育児についての経験を聞くことを通じて、母性や父性を養っています。

【新宮地区】

事業名	内 容
母と子の健康づくり	
母子健康手帳の交付	妊娠届け出時に母子健康手帳を交付します。
妊婦教室	交流の場をもち、友達づくりをすることで、妊娠中の不安や分娩への不安の解消を目的として、血圧測定、尿検査、妊娠中の生活指導、マタニティピクス、栄養指導などを行っています。

事業名	内 容
母と子の健康づくり	
母子訪問指導	妊産婦に妊娠中・産後の生活指導、児の発育・発達のチェック、育児指導、健康診査後の要精密児のフォローを行っています。
乳児健康診査	3、4、5 か月児を対象に、異常の早期発見・治療を目的として、身体計測、問診・指導、診察、離乳食指導を行っています。
のびのび教室	乳幼児及び保護者を対象に、計測・発育発達チェック、離乳食についての実習などを通じて、育児不安や悩みを解消し、仲間づくりを行っています。
赤ちゃん相談	乳児 7、8 か月児とその保護者を対象に、育児不安の解消を目的として、身体計測、発達チェック・保健指導、栄養指導、歯科指導、事故防止についてのグループワーク、乳児心肺蘇生法実習を行っています。
1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 6、7、8 か月児とその保護者を対象に、運動機能、視聴覚及び精神発達などの状況を把握し、異常の早期発見・治療に結びつけることを目的として、身体計測、問診・指導、歯科健診、育児相談、栄養指導、歯科個別指導、手づくりおやつを試食を行っています。
幼児歯科健康診査	2 歳 6、7、8 か月児とその保護者を対象に、母親の虫歯予防に対する認識を高め、う歯の罹患率を減少させることを目的として、栄養指導、身体計測、歯科健診、保健指導、歯科個別指導、フッ素塗布（希望者）を行っています。
3 歳児健康診査	3 歳 4、5、6 か月児とその保護者を対象に、肢体の状況や、聴力、視力などの障害、心疾患、精神遅滞などの状況を把握し、早期発見・治療に結びつけることを目的として、尿検査、身体計測、視聴覚問診、問診・指導、診察、歯科健診、育児相談、栄養指導、歯科個別指導を行っています。
育児相談	1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査を受診した幼児とその保護者を対象に、地域子育て支援事業として、教育委員会子育て学習センターの両親教育インストラクターによる育児不安などについての相談を健康診査の機会に実施しています。
育児相談教室	健診相談などで発達に問題のあった幼児、育児に不安を抱える保護者、育児に援助を必要とする者を対象に、言語聴覚士や両親教育インストラクター、保健師、栄養士による児の発達に対する助言指導の実施や不安解消に努めています。
その他の健康相談	まちの子育てひろば健康相談 保健師、栄養士が「子育てひろば」に出張し、身体計測や発育・発達相談を実施しています。 健康相談 毎週月曜日に身体計測、発達チェック、相談を実施しています。また、お誕生月の健康相談時には、むし歯予防の目的で歯ブラシを配布しています(第 2、4 月曜日実施)。

事業名	内 容
在宅で療育を考える集い(ひまわり教室)	在宅で障害のある子どもを養育している保護者を対象に、講演会などを通じて、相談・交流・学習の場を提供し、障害児療育の向上を図っています。
揖龍心身障害児療育事業	心身障害児とその養育にあたる保護者を対象に、遊びの楽しさ、生活の豊かさを広げるための援助、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応を促す援助、療育の指導、援助などを行っています。
思春期ふれあい体験学習	新宮高校家政科 3 年生を対象に、乳児健康診査などに参加し、乳児とのふれあい体験などを実施しています。
母子保健推進員活動及び研修	母性及び保健に関する問題点の把握並びに、妊産婦・乳幼児などを訪問し、相談や指導を行い、母子保健に関する知識を普及しています。また、保健指導、各種予防接種、健康診査、保健師・助産師による訪問指導などを受けることを勧奨しています。
学童の健康づくり	
元気っ子教室	小、中学校の健康診断で肥満度 30%以上であり健康相談を希望する者を対象に、低年齢化する生活習慣病の予防につなげていくことを目的として、健康チェック、面接指導、運動、調理実習などを行っています。また、全児童・生徒に対し、夏休みや冬休みにリーフレットを配布しています。

【揖保川地区】

事業名	内 容
母子健康手帳の交付	
母子健康手帳の交付	妊娠届け出時に母子健康手帳を交付します。また、窓口で、体調を確認しながら妊婦相談を受けたり、妊娠 5～7 か月などの安定期に実施している「マザークラス」の PR をしています。
健康相談・健康教育・栄養改善事業	
マザークラス (妊婦教室)	妊娠 5～7 か月などの妊婦を対象に、保健師・栄養士・歯科衛生士・歯科医師などのさまざまな専門講師が、妊娠・分娩・出産・育児について正しい知識と方法を提供し、母親としての自覚を高め、よりよい育児ができるように教室を開催しています。
3 か月赤ちゃん相談	生後 3 か月の乳児を対象に、毎月第 2 金曜日に、3 か月児の発育・発達状態の観察と季節ごとの育児指導及び離乳準備初期の栄養指導、各種乳幼児健康診査や予防接種などの説明を行っています。

事業名	内 容
健康相談・健康教育・栄養改善事業	
7 か月赤ちゃん相談	生後 7 か月の乳児を対象に、毎月第 1 水曜日に、7 か月児の発育・発達をチェックし、母親がスムーズに離乳食を進められるように栄養士による月齢にあった離乳食の指導や育児指導、乳幼児の事故防止の話などを行っています。
友達いっぱい教室	1 歳・2 歳児及び 3 歳児未満の希望者を対象に、毎月 1 回発育・発達をチェックし、親子で遊ぶ機会となっています。また、身体計測や、保健師・栄養士による育児指導や個別相談、保育士や子育て学習センターの両親教育インストラクターによる育児相談なども実施しています。
1 歳児白い歯の教室	1 歳 1～3 か月児を対象に、歯科医師による歯科健診と歯科衛生士による歯科保健指導、栄養士によるむし歯予防の食事指導を行い、幼児期からの口腔衛生、むし歯予防の意識づけをしています。
離乳食教室	3～5 か月の乳児をもつ保護者を対象に、いずみ会の協力を得て、調理の手順の見学と試食を行っています。
心身障害児療育発達相談支援事業（療育発達相談）	心や身体に障害のある子どもに対して、保健、医療、福祉、教育の連携のもと、療育システムづくりを推進し、社会参加や地域での自立した生活をおくれるように支援しています。平成 10 年度から言語療法士（ST）による療育発達相談を実施し、幼児期から学童・生徒まで町内の在宅心身障害児など及びその家族を対象に相談を行っています。
健康診査	
乳児健康診査	生後 3～5 か月の乳児を対象に、発育・発達状態の観察及び内科診察を行い、心身障害の早期発見に努めるとともに育児指導を行っています。
1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 6～8 か月の幼児を対象に、成長発達、運動機能及び精神発達の異常を早期発見するために内科診察・歯科診察を行うとともに、育児指導・栄養指導・歯科保健指導を実施しています。
3 歳児健康診査	3 歳 4～6 か月の幼児を対象に、成長発達状態、視聴覚障害や内科的疾患の有無、精神発達遅滞などの早期発見に努め、心身ともに健やかに成長できるように保健指導、栄養指導、育児指導を行っています。また、平成 14 年度より、子育て学習センターの両親教育インストラクターや保育士による育児相談も実施しています。
訪問指導	
妊産婦訪問	対象者を妊娠連絡票により把握し、必要なケースに保健師が訪問指導を実施しています。
新生児、乳幼児、心身障害児など訪問	対象者を出生連絡票、あるいは電話連絡及び希望などにより把握し、保健師が訪問しています。

【御津地区】

事業名	内 容
母子健康手帳の交付	
母子健康手帳の交付	妊娠届者に対して交付するものであり、交付時に栄養、歯、飲酒、喫煙の状況、母性健康管理指導事項連絡カードの認知度についてアンケートをとり、その結果に基づき啓発活動を実施しています。
健康診査	
乳児健康診査	3、4、5 か月児を対象に、異常の早期発見や早期治療を目的として、問診、身体計測、診察、保健相談、離乳食相談を行っています。
1歳6か月児健康診査	1歳6、7、8 か月児を対象に、問診、歯科健診、身体計測、診察、保健相談、育児相談、歯科相談、栄養相談を行っています。
3歳児健康診査	3歳4、5、6 か月児を対象に、尿検査、問診、歯科健診、身体計測、診察、保健相談、育児相談、歯科相談・フッ素塗布、栄養相談を行っています。
健康教育	
マタニティ講座	妊婦とその夫を対象に、赤ちゃんへの接し方や沐浴実習などの体験学習を通じて、母性や父性の意識を高め、夫婦が協力しあいながら子育てができるように支援しています。
ママと赤ちゃんの広場（離乳食教室）	乳幼児と母親を対象に、適切な離乳食の進め方や離乳食づくりの知識を普及するとともに、親の食生活を見直すきっかけとなるように実施しています。
はいはいよちよち教室	10 か月～1歳3 か月児と保護者を対象に、乳幼児の健やかな成長、発達を促し、親子の交流を図りながら乳幼児の事故防止や、おやつとの与え方などの子育て支援や、母親の仲間づくりの場となっています。
すこやか学級	概ね1歳6か月～就園前の幼児とその保護者を対象に、母子の交流を図りながら、健全保育に向けての場を提供しています。また、精神発達上問題のある幼児や育児不安を抱く保護者を支援するとともに、親同士の交流を通じて育児のグループづくりを支援しています。
ママと一緒に歯ははの教室	2歳4～6 か月児とその保護者を対象に、歯への関心を高め、適切な食生活、正しい歯の磨き方を習得し、むし歯予防に努めることを目的としています。また、保護者の歯の健康への意識を高める場にもなっています。
健康相談	
赤ちゃん相談	7 か月児を対象に、発達に関する相談事業として、身体計測、発達チェック、問診・保健指導、栄養指導、歯科指導、家族計画指導を行っています。
ママと赤ちゃんの広場（計測・相談）	乳幼児と保護者を対象に、母子の交流を図り、仲間づくりを通じて母親の育児不安の軽減と育児の知識を得る場となっています。 身体計測、保健相談、栄養相談、子育てワンポイントアドバイスを行っています。

事業名	内 容
健康相談	
こどもことばの相談	子どもの言語発達に関する、相談・交流・訓練・学習の場を提供し、保護者の不安軽減や障害のある子どもなどの療育の向上を目的とした個別相談を行っています。
障害児施策	
揖籠心身障害児等療育事業	心身に障害のある子どもと保護者を対象に、保育・訓練・相談・交流の場を提供し、保護者が障害のある子どもに対して理解を深めることにより、家庭における療育技術向上の支援を行っています。
訪問指導	
訪問指導	妊産婦の妊娠中・産後の生活指導や乳児・幼児の発育、発達のチェック及び育児指導、健康診査後のフォローとして、訪問指導を行っています。

5 公民館などの活動状況

施設名	教室(内容)
小宅公民館 (公民館)	小学1年生から6年生までを対象に、わんぱくセミナーを開催し、親子料理教室、紙ねんど教室、ゲートボール、おやつづくり、親子ハイキング、おもちゃづくりなどを実施しています。
揖西公民館 (公民館)	小学生を対象としたクリスマス会、たけのこクラブ(本の読み聞かせと料理づくりなど)、七夕会、子ども将棋道場、親子を対象とした親子たこづくりを実施しています。
揖保公民館 (公民館)	幼稚園以上を対象として、平成の寺子屋事業、スポーツチャンバラ、親子料理教室、かるたとり講習会、夏休み工作づくりなどの地域づくり講座、たこづくり講習会を実施しています。
誉田公民館 (公民館)	小学3年生から6年生までを対象に、キャンプ、大だこづくり、栗拾いなどを行う誉田チャレンジ隊を実施しています。
神岡公民館 (公民館)	小、中学生に向けた地域講座をはじめ、親子を対象とした母と子の料理教室、トランポピクス、たこづくり教室、世代間交流を図る三世代交流折り紙教室を実施しています。
新宮公民館 (公民館)	5歳から小学6年生までを対象として陶芸教室、絵画教室、囲碁教室、英会話教室を実施しています。また、夏期講座として、小学生を対象に絵画、バギーカーづくり、科学の鉄人になろう、親子参加で陶芸、お菓子づくりを実施しています。
揖保川公民館 (公民館)	小、中学生を対象とした子ども土よう塾で将棋教室、百人一首教室を実施しています。また、夏休みには夏休み子ども塾として、小、中学生を対象とした将棋教室、小学生を対象とした理科教室、親子創作クラブを実施しています。

施設名	教室(内容)
御津公民館 (公民館)	小、中学生を対象とした土曜生き活き教室として、人形劇、クラフト教室、みつっ子コーラス、演劇を実施しています。また、三世代交流事業としてボランティアの方と力を合わせて、昔ながらのおもちゃや創作おもちゃづくりと遊びを実施しています。
半田コミュニティセンター (コミュニティセンター)	子どもも参加できる元旦登山、グラウンドゴルフ大会、ターゲットパードゴルフ大会を実施しています。また、親子を対象としたふれあい工作教室、ふれあいウォークラリーを実施しています。
神部コミュニティセンター (コミュニティセンター)	小学生も参加できる輪投げ、ダーツ、ペタンクなどのニュースポーツ教室、元旦登山を実施しています。また、交流事業として綱引き大会、囲碁ボール、ペタンクを実施しています。
河内コミュニティセンター (コミュニティセンター)	小学6年生を対象とした水生生物調査を実施しています。また、三世代交流のグラウンドゴルフ大会や親子を対象とした家族ふれあいハイキングを実施しています。
こどもサイエンスひろば (青少年館)	小学生を対象に、科学実験やものづくりを体験する「ものづくり教室」を毎月実施するほか、夏休み期間を利用して科学にふれ親しむことをテーマにした「サマーフェスティバル」を実施しています。

6 ニーズ調査の結果

(1) 調査の目的

国において平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、各自治体が次世代育成支援のための具体的な「行動計画」を策定し、平成17年度から実施することになりました。

次世代育成支援に関するニーズ調査は行動計画の策定に向けて、市民の皆様の子育て支援に関する生活実態やご要望やご意見などを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査方法

調査基準日	平成16年3月1日	
調査方法	就学前児童保護者対象アンケート	郵送での配布回収
	小学校児童保護者対象アンケート	小学校で配布回収 (新宮地区のみ郵送回収)

【回収結果】

		対象者数	有効調査票数	回収率
就学前児童保護者対象		3,675	1,790	48.7 %
小学校児童保護者対象		3,828	3,150	82.3 %
龍野	就学前児童保護者対象	1,953	908	46.5 %
	小学校児童保護者対象	1,813	1,637	90.3 %
新宮	就学前児童保護者対象	676	325	48.1 %
	小学校児童保護者対象	719	336	46.7 %
揖保川	就学前児童保護者対象	558	318	57.0 %
	小学校児童保護者対象	578	532	92.0 %
御津	就学前児童保護者対象	488	239	49.0 %
	小学校児童保護者対象	718	645	89.8 %

(3) 調査結果の見方

複数回答の設問の場合、集計結果の合計が100.0%を超えています。

グラフのnは、有効標本数(集計対象者総数)をあらわしています。

本文中の「SA」は単数回答、「MA」は複数回答をあらわしています。

本文中では、それぞれのアンケートを「就学前児童」「小学校児童」と表記しています。

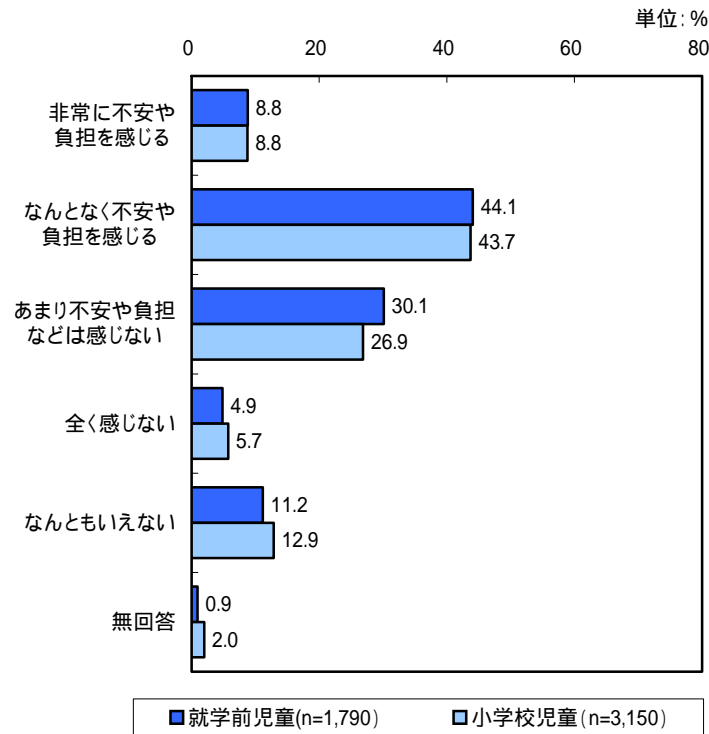
(4) 調査結果

子育てに関する不安感や負担感 (SA)

子育てに関する不安感や負担感について、就学前児童では「なんとなく不安や負担を感じる」が44.1%と最も高く、「非常に不安や負担を感じる」(8.8%)と合わせると52.9%の方が子育てに関して不安や負担を感じています。

また、小学校児童でも「なんとなく不安や負担を感じる」が43.7%と最も高く、「非常に不安や負担を感じる」(8.8%)と合わせると52.5%の方が子育てに関して不安や負担を感じています。

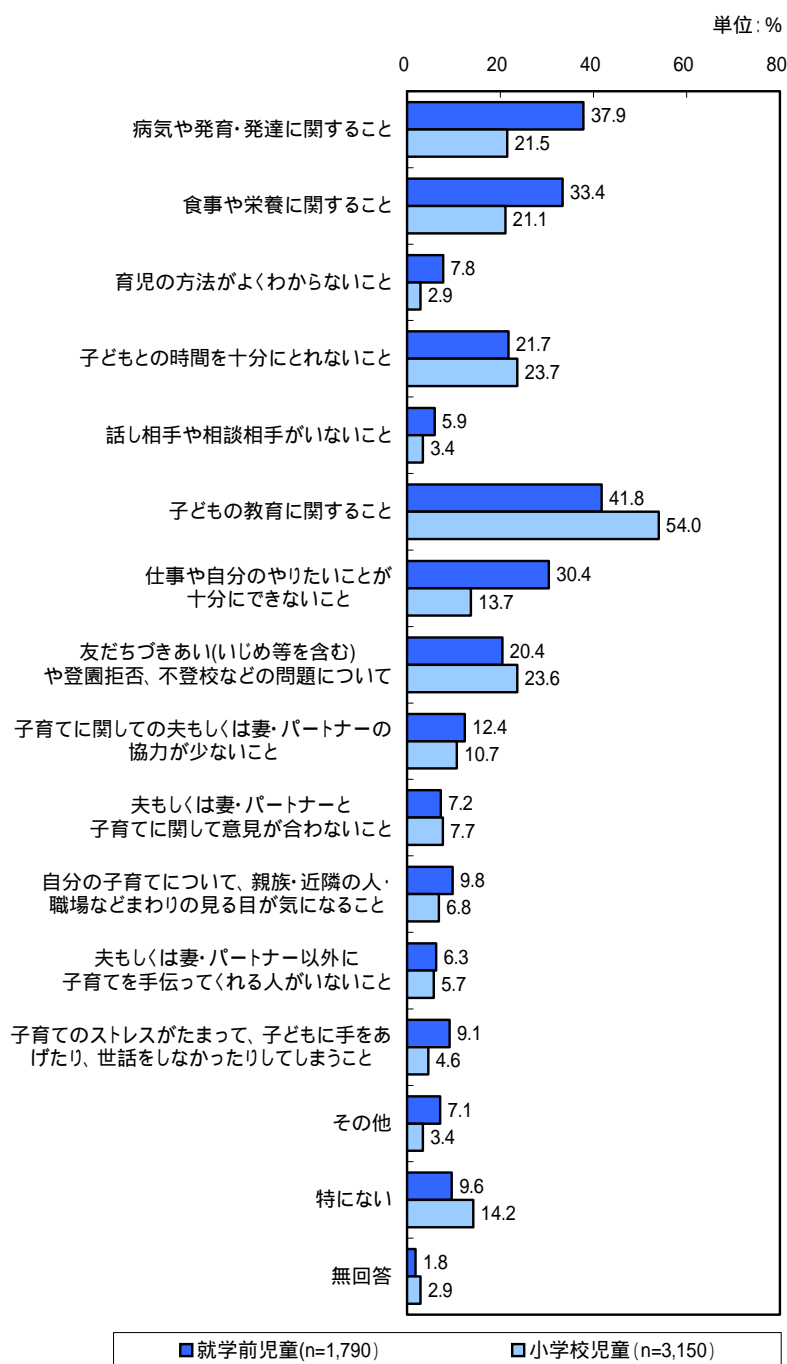
就学前児童、小学校児童ともに5割以上の方が、子育てに不安や負担を感じていることがうかがえます。



子育てに関する悩み（MA）

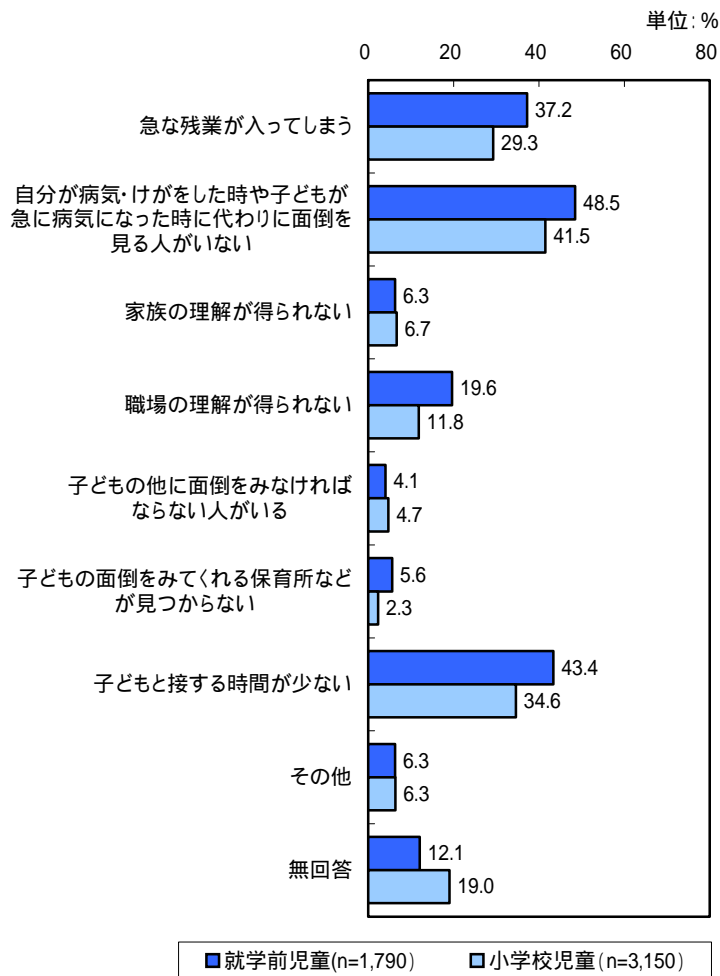
子育てに関する悩みについて、就学前児童では「子どもの教育に関すること」が41.8%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が37.9%、「食事や栄養に関すること」が33.4%となっています。

小学校児童では、「子どもの教育に関すること」が54.0%と最も高く、次いで「子どもとの時間を十分にとれないこと」が23.7%、「友だちづきあい（いじめ等を含む）や登園拒否、不登校などの問題について」が23.6%となっています。



仕事と子育てを両立するうえでの問題点（MA）

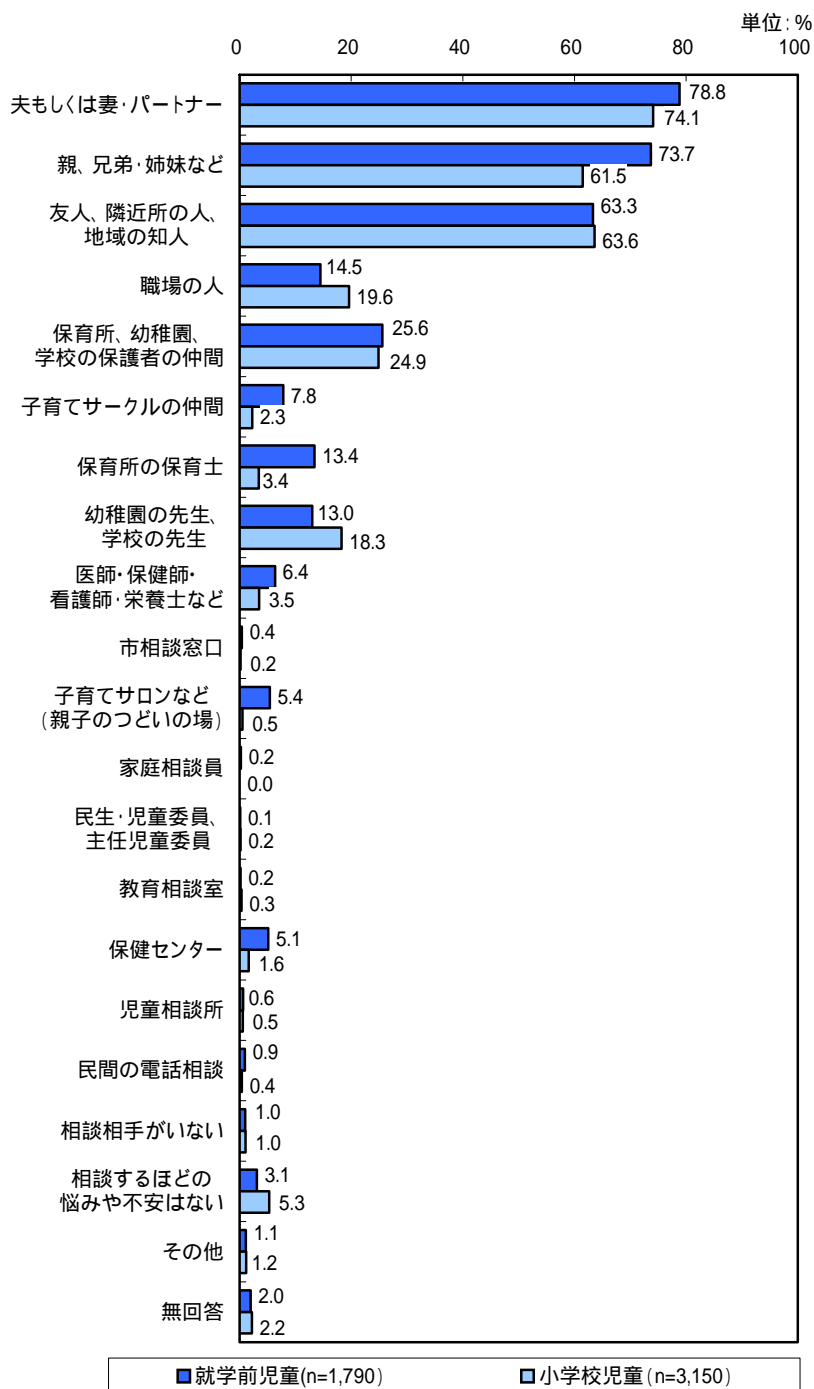
仕事と子育てを両立するうえでの問題点については、就学前児童、小学校児童ともに「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」（就学前児童 48.5%、小学校児童 41.5%）が最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」（就学前児童 43.4%、小学校児童 34.6%）、「急な残業が入ってしまう」（就学前児童 37.2%、小学校児童 29.3%）の順になっています。



子育てに関する悩みや不安の相談相手（MA）

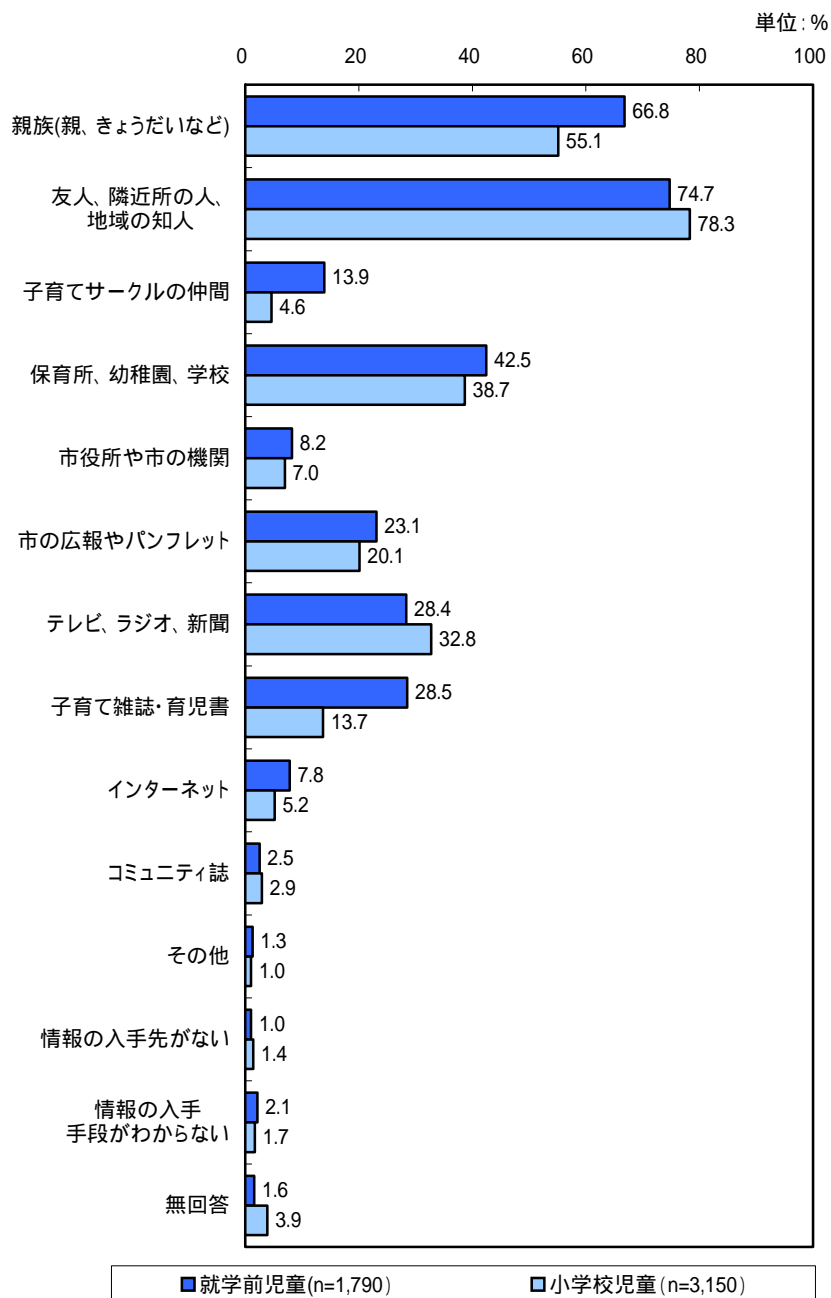
子育てに関する悩みや不安の相談相手について、就学前児童では「夫もしくは妻・パートナー」が78.8%と最も高く、次いで「親、兄弟・姉妹など」が73.7%、「友人、隣近所の人、地域の知人」が63.3%となっています。

小学校児童では、「夫もしくは妻・パートナー」が74.1%と最も高く、次いで「友人、隣近所の人、地域の知人」が63.6%、「親、兄弟・姉妹など」が61.5%となっています。



子育てに関する情報の入手方法（M A）

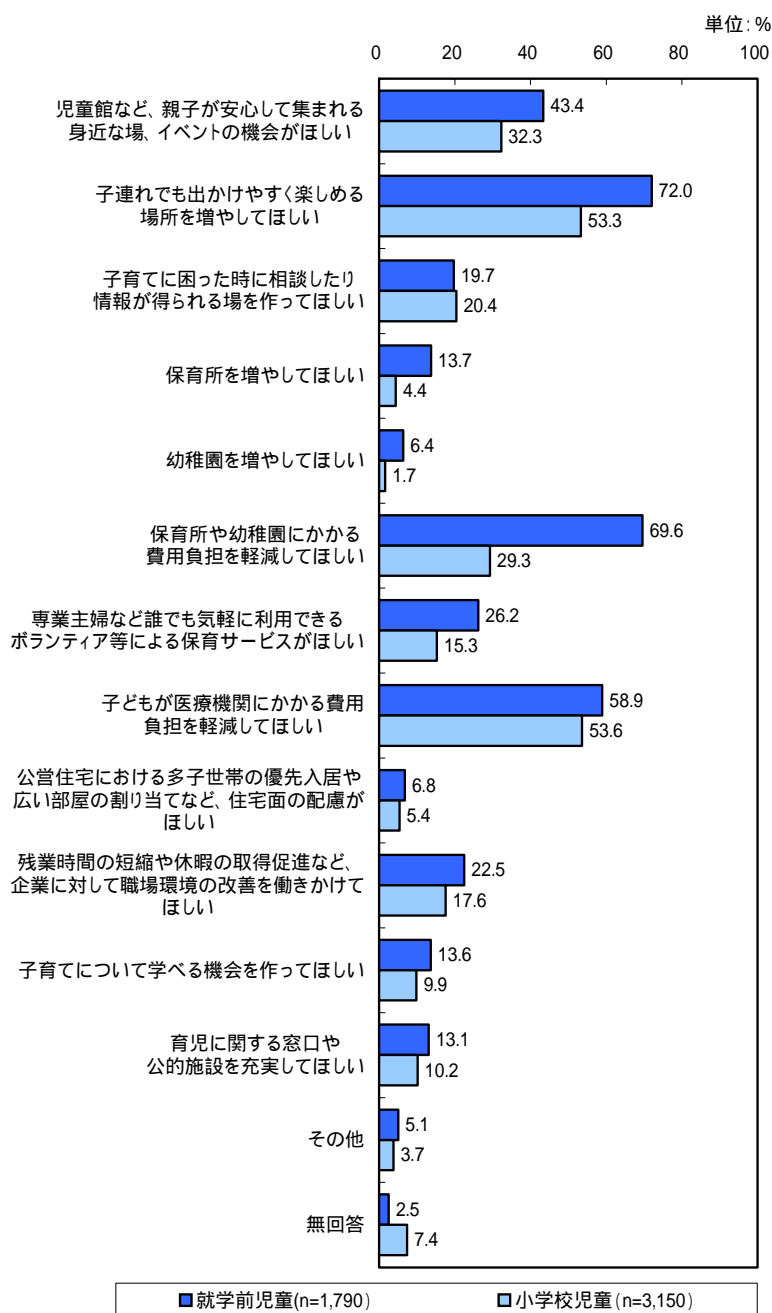
子育てに関する情報の入手方法については、就学前児童、小学校児童ともに「友人、隣近所の人、地域の知人」(就学前児童 74.7%、小学校児童 78.3%)が最も高く、次いで「親族(親、きょうだいなど)」(就学前児童 66.8%、小学校児童 55.1%)、「保育所、幼稚園、学校」(就学前児童 42.5%、小学校児童 38.7%)の順になっています。



子育て支援に関する行政サービスへの要望（MA）

子育て支援に関する行政サービスへの要望について、就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が72.0%と最も高く、次いで「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が69.6%、「子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減してほしい」が58.9%となっています。

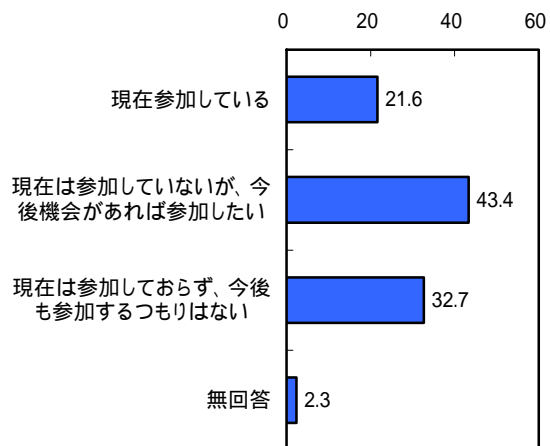
小学校児童では、「子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減してほしい」が53.6%と最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が53.3%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」が32.3%となっています。



子育てに関するサークルへの参加状況（就学前児童：S A）

n=1,790

単位：%

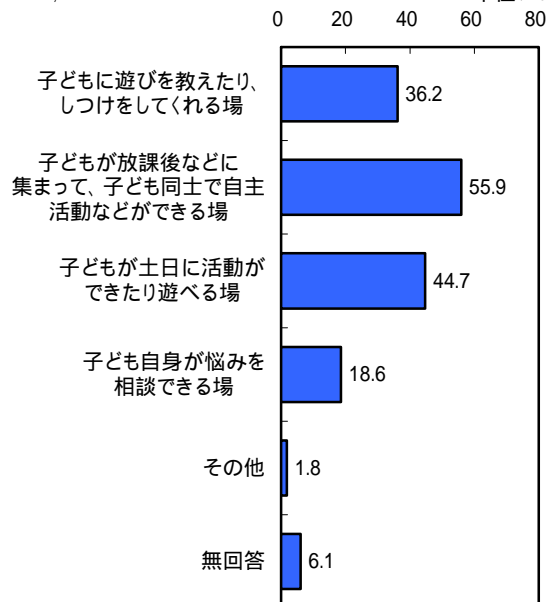


子育てに関するサークルへの参加状況については、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が43.4%と最も高く、参加意向の高さがうかがえます。

子ども同士の交流等の場（小学校児童：M A）

n=3,150

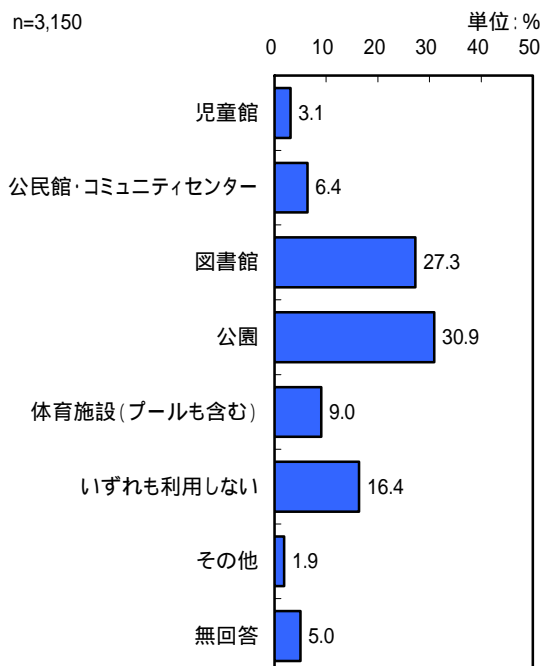
単位：%



子ども同士の交流等の場については、「子どもが放課後などに集まって、子ども同士で自主活動などができる場」が55.9%と最も高く、5割を超えています。

次いで「子どもが土日に活動ができたり遊べる場」が44.7%となっています。

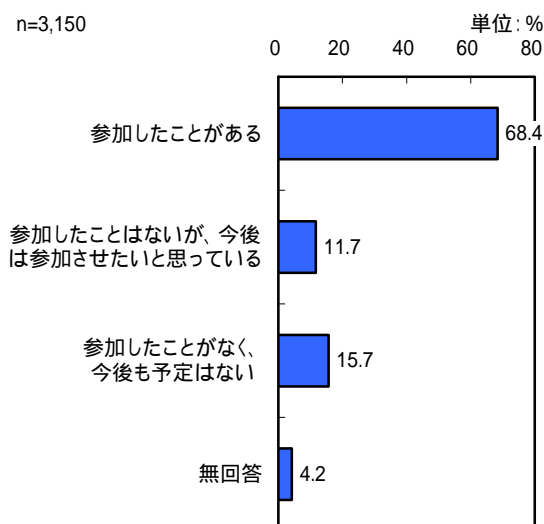
公共施設の利用状況（小学校児童：S A）



公共施設の利用状況について、「公園」が30.9%と最も高く、次いで「図書館」が27.3%、「いずれも利用しない」が16.4%となっています。

一方、「児童館」は3.1%と、「その他」を除いて最も利用状況が低くなっています。今後、利用状況を高める取り組みが必要です。

地域活動やグループ活動への参加状況（小学校児童：S A）



地域活動やグループ活動への参加状況は、「参加したことがある」が68.4%と群を抜いて高くなっており、積極的に地域活動やグループ活動に参加していることがうかがえます。

7 たつの市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条に基づき、たつの市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、たつの市次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議において、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、児童福祉課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以降、最初開催される委員会は、第4条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(有効期限)

3 この要綱は、たつの市次世代育成支援行動計画の策定をもって、その効力を失う。

8 たつの市次世代育成支援行動計画策定委員名簿

地 域 区 分	所 属 団 体	氏 名
龍 野 地 区	社会福祉協議会	川 村 治 之
〃	老人会連合会	吉 岡 幸 男
新 宮 地 区	社会福祉協議会	高 藤 圓
〃	愛 育 班 長	和 田 田 鶴 子
揖 保 川 地 区	民生委員児童委員協議会	西 本 謙 一
〃	市 議 会 議 員	曾 谷 一 吉
御 津 地 区	市 議 会 議 員	沖 田 宏 一
〃	区 長 会	都 倉 良 太

たつの市次世代育成支援行動計画
地域で支え合う・生き生き子育てのまち たつの

発行年月 / 平成 18 年 3 月

発行 / たつの市

編集 / たつの市健康福祉部児童福祉課

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005-1

TEL / 0791-64-3131 (代表) FAX / 0791-63-0863

0791-64-3153 (直通)